

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該乙種電気用品の種類及び構造 三 当該乙種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 2 第十條第一項及び第十一條の規定は、乙種電気用品製造事業者に準用する。この場合において、第十條第一項中「第四條第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六條の二第一項各号」と読み替へるものとする。 第二十六條の三 乙種電気用品の輸入の事業を行なう者（以下「乙種電気用品輸入事業者」という。）は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該乙種電気用品の種類及び構造 三 当該乙種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所 2 第十條第一項及び第十一條の規定は、乙種電気用品輸入事業者に準用する。この場合において、第十條第一項中「第四條第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六條の三第一項各号」と読み替へるものとする。（基準適合義務） 第二十六條の四 乙種電気用品製造事業者は、当該乙種電気用品を製造する場合においては、当該乙種電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。 2 第十八條ただし書の規定は、前項の場合に準用する。 第二十六條の五 乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。 2 第二十三條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。（表示）	第二十六條の六 乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品（第二十六條の四第二項において準用する第十八條ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの又は前条第二項において準用する第二十三條第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるものを除く。）を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならぬ。 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、乙種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならぬ。 第二十七條中「第二十五條第一項」の下に「又は前条第一項を」、「第二十二條第二項」の下に「又は第二十六條の四第二項を」、「第二十三條第一項ただし書」の下に「（第二十三條の二第二項又は第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）を加へる。 第二十八條第一項及び第二項中「第二十五條第一項」の下に「又は第二十六條の六第一項」を加へる。 第四十三條第一項中「第二十二條第二項」の下に「又は第二十六條の四第二項」を、「第二十三條第一項ただし書」の下に「（第二十三條の二第二項又は第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）を加へる。 第四十五條第一項及び第四十六條第一項中「輸入事業者を」、「甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者」に改め、同条の次に次の一条を加へる。 （電気用品の提出） 第四十六條の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる電気用品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができ。 2 国（前項の規定に基づく通商産業大臣の権限	が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県知事は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。 3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。 第四十七條を削り、第四十八條中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同条に次の一項を加へ、同条を第四十七條とする。 2 通商産業大臣は、甲種電気用品輸入事業者又は乙種電気用品製造事業者若しくは乙種電気用品輸入事業者が第二十三條の二第一項又は第二十六條の四第一項若しくは第二十六條の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に対し、その販売し又は製造する電気用品が第二十二條第一号又は第二十六條の四第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするための必要な措置をとるべきことを命ずることができ。 第四十九條の前に次の一条を加へる。 （業務停止命令） 第四十八條 通商産業大臣は、登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者が第二十二條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條の四第一項又は第二十六條の五第一項の規定に違反している場合において、危険又は障害の発生を防止するため必要があると認めるときは、その違反している者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができ。 第五十三條第一項の表の上欄中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同表の下欄中「四千円」を「七千円」に、「四万円」を「二十万円」に改める。 第五十七條第一号及び第二号中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同条第三号中「第四十七條」を「第四十八條」に改める。 第五十九條第二号中「第二十五條第一項」の下に「又は第二十六條の六第一項」を加へ、同条第三号	中「第二十五條第二項」の下に「又は第二十六條の六第二項」を加へ、同条に次の一号を加へる。 六 第四十七條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者 第六十條に次の一号を加へる。 三 第四十六條の二第一項の規定による命令に違反した者 第六十三條第一号中「第二十三條第三項」の下に「第二十六條の二第二項又は第二十六條の三第二項」を加へ、「又は第十一條」を「第十一條（第二十六條の二第二項又は第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項」に改める。 附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 理由 電気用品の普及の現況にかんがみ、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、規制対象となる電気用品の範囲の拡大及び規制措置の整備等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 ○小委員会 長 ます、趣旨の説明を聴取いたしました。権名通商産業大臣。 ○権名通商産業大臣 電気用品取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。 電気用品取締法は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による火災、感電等の危険及び障害の発生を防止することを目的としております。同法の規制対象となりま
--	--	---	---

びに製造事業者及び輸入事業者の型式認可のほか、技術基準適合義務、表示義務を課する等の規制を行なっております。

しかしながら、最近における消費生活の向上及び技術の進歩に伴いまして、家庭用電気製品が国民生活に広く普及するに至っておりますが、それと同時に新製品の出現が逐年増加の傾向を示しております。このような状況下では、広く一般家庭等で使用される電気用品について、その品質を保証し得るように規制の対象となる電気用品の範囲を拡大するとともに、規制内容の整備をはかることが肝要と考えます。

このため、この法律案は、電気用品取締法を次のように改正しようとするものであります。

第一に、現行の電気用品を甲種電気用品とするにとともに、新たに軽易な規制を課するものとして、乙種電気用品を追加する等対象範囲の拡大をはかることとあります。

第二に、甲種電気用品の輸入事業者について、一定の技術基準に適合するものを販売しなければならぬ義務を課することとあります。

第三に、最近における技術の進歩、発展の著しい状況にかんがみ、甲種電気用品の型式認可の有効期間を、現行の一律七年を改め、品目ごとに三年以上七年以下の範囲内で、実情に即し政令で定めるようにすることとあります。

第四に、この法律案により新たに設けられる乙種電気用品の製造事業者及び輸入事業者について、事業開始の届け出、技術基準に適合しなければならぬこと等の義務を課することとあります。

第五に、甲種電気用品輸入事業者について改善命令の規定を追加するとともに、乙種電気用品の製造事業者及び輸入事業者についても改善命令、業務停止命令等を発動し得るよう規定を整備することとあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要内容であります。この法律案の成立につきまし

ては、消費者団体等からも、消費者保護を一そう強化する観点から、強い要請がなされているところであります。

政府におきましては、今後法の施行を一そう厳正徹底にし、電気用品による火災、感電等の危険及び障害の発生を防止し、もって消費者の利益の保護に一意努力する所存であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小峯委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案の質疑は後日に譲ります。

○小峯委員長 通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、通商産業の基本施策に関する件について、日本自動車工業会理事松井淑雄君を本日参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしますと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小峯委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。古川喜一郎。

○古川(喜)委員 厚生政務次官にお尋ねいたしますが、去る二十七日に、厚生省のイタイイタイ病研究班が研究の結果を発表したわけでございますが、これは厚生省の発表とみなしていいのかわりか、まず伺いたいのであります。

○谷垣政府委員 御質問の研究班の発表は、御存じのとおりに昨年の六月、厚生省から委託をいたして研究をしていただいていた問題でございます。カドミウムを中心とする重金属類の分布とその由来というものがそのテーマになって、研究を

委託しておいたのであります。先般研究班が最終報告をいたしましたる要約を発表したのでございまして、まだ正式の報告は厚生省のほうは受けておりません。いろいろのデータの整備をされて、四月のおそらく上旬には報告を受けられるものと期待いたしておりますが、そういう状況でございます。

○古川(喜)委員 われわれもそうでありまして、国民一般も、この研究班の発表あるいは調査が、厚生省の調査であり厚生省の発表だというふうに理解をしておいたわけですね。なぜならば、あれは選挙制度調査会とかあるいは米価決定の米審の答申というふうなものとは多少違っておるのじゃないか。重松班長は厚生省の国立公衆衛生院の疫学部長という、いわゆるお役人である。だから厚生省が直接調査を担当する、そして発表されたことが、厚生省の発表であるというふうに理解をしておいたわけであるが、いま聞きますと、厚生省の委託であつて、あれは厚生省の発表じゃないんだ、こういうことを言われるわけですが、どうも慎重を期されるのはいいいが、幾つかそういうクッションを設けて、責任の所在をぼやかしていかれるような感じをわれわれは受けるわけです。従来もややそういう傾向があつたから、特にそう感じるわけでありまして、そして厚生省の発表でないとするならば、いま報告をされたことを、そういう専門的な調査班が調査をして発表しておるのですから、それ以上厚生省は何をやるうとしておるのか、伺いたいのであります。

○谷垣政府委員 厚生省といたしましては、この研究を委託いたしました当初から、こういう研究の結果が非常に重要だということもございまして、また委託いたしました研究班がほかのものに制肘されないで十分に研究されたい、こういう立場でやってきております。したがって、研究班としてこの間あつたような概要の発表をなさったわけでございますので、おそれなくその結果は、私のほうにいただきます正式報告なるものも大差はもちろんございませぬし、おそれなく大体あ

いいう結果になるだろうと予測いたしますけれども、しかし研究班の正式報告がまだございせんから、したがって厚生省としていまこの段階でこういうことが厚生省の意見だというわけにはまいりかねております。決して研究班の結果をいろいろとどうしようという意味ではございせんので、研究班の研究がほかに制肘されないで十分にやっていくためには、正式報告を待たなければ厚生省として意見が出せない、こういうこととでございます。

○古川(喜)委員 では、調査班の重松班長もしくはその調査班の責任に該当する人がきょう出席されておりますか。

○谷垣政府委員 研究班長はきょうは出席しておりません。

○古川(喜)委員 それでは班員の方でも出ておられますか。

○谷垣政府委員 班員の方はおられません。担当局長は来ておりますが。

○古川(喜)委員 人的被害から申しますと、日本における最大の公害と言われているわけなんです。したがって、非常に重大な関心を国民も持つておるわけなんです。だから、ああいう発表があれば、国会において質問がなされるのは当然であります。したがって、われわれも理事を通じて本日出席を要求しておいたにもかかわらず、出てまいられないというのは非常に遺憾と申う次第でございます。その点をよく伝えておいていただきたいと思います。

○谷垣政府委員 きょう研究班長が出ておりませんのは、研究班のほうといたしましては、報告を整理して、正式の報告をした段階で国会へ出たほうがいい、こういうようなことできょうは出ておりません。いずれ正式報告があらますれば、私たちのほうからも意見を出しますし、またそういう段階に入ると思っています。そういうことでございまして、御了承願いたいと思ひます。

○古川(喜)委員 いま申し上げましたように、日本における最大の公害といわれているこのイタイ

イタイ病、それに対する厚生省の政府としての正式な調査機関、その発表がなされたのですから、当然国会で質問が行なわれるというのは常識なんです。にもかかわらず、正式に報告がされたという事です。それが、われわれは正式であるとかあるいは非公式であるとかいうことは聞いておらないのです。やはり正式に新聞記者を集めて内外に発表されたものというふうに理解をしておるわけですか。あるいは非公式とか、あるいは仮のものとか、その何分の一しか発表していないんだということが、何かに書かれているわけなんですか。どうなっているのです、あれは。何らにあれば仮の報告だとか、あるいは後日正式発表をするから、これはほんの何分の一しか発表していないんだというように、何かに明らかにされておるかという事を聞いておるわけです。

○松尾政府委員 お答え申し上げます。先般の重松研究班がああいうような発表をいたしました経緯を簡単に申し上げておきたいと思ひます。

研究班といたしまして、研究報告書をとめるためのいわば最終的な委員会の合同会議を持ちまして、研究報告をまとめよう、こういう作業をするスケジュールを立てておいたわけでありまして、私どもが聞きまして範囲では、各方面の先生方がおられるわけでございますので、特に地元では同日そういう研究報告の最終の会議があるという事が知れ渡っておりまして、そういう関係でデータをまとめつつあるその最終の委員会の、いわば集約的なものを何か出して、こういう要望がありまして、ああいう表現で重松班長が研究会の途中で御発表になった、こういうふうな私どもも聞いておるわけでございます。私どもは、やはりこういう表現の報告書というものだけではなく、かなり膨大なものになりそうでございますが、従来から調査をいたしました詳細なデータのつきまじりその報告書待ちまして、それを十分拝見した上で、厚生省としては結論を出すべきである、こういうふうな考えておるわけでございます。

○古川(喜)委員 昨年の十二月七日に富山市の県民会館において中間発表がなされたわけですが、今度の二十七日の場合にはどういう形で発表されたのですか。新聞社に対して中間発表だとか、何かそういう明らかに正式な報告ではないんだということが明らかにされておったのですか。どうでしょうか。

○松尾政府委員 研究結果の概要という形で班長が報告をされたのであります。

○古川(喜)委員 とにかく、いずれにしまして、繰り返して申し上げておるうちに、こういう大い問題、概要であろうと発表されて、国会の開会中で質問があるうにかかわらず出席されなかったという事は、まことにわれわれとしても遺憾に思つておるわけですから、十分その点を伝えておいていただきたいと思ひます。

そこで、あの発表によりますと、三井金属の鉱業所の廃液が主要な原因であるという、名前が出ただけで一歩前進だというふうに考えておられる方もあるようでございます。しかしながら、われわれは昨年の十二月七日の中間発表から見ると、一歩後退しているんじゃないかというふうな感を抱くわけでありまして、そこで、次官並びに局長のほうで、あの概要報告がされた経過というものが十分御承知と思ひますから、まず御質問申し上げますが、神岡鉱業所の廃液が主要な要因であると同時に自然界のカドミウムの流出というものも考えられるということが発表されておるわけですか。その自然界とはたぶん神岡鉱業所の上流をさして言っているのだと思ひますが、そのカドミウムの含有の割合がどのようにデータが出てきて、自然界もこのことばが出てきたのか明らかにしていただきたいと思います。

○松尾政府委員 この最終の研究報告書につけられますそういうような見解のものになりましたデータというものにつきましては、私どものほうへまだ参つておりません。どの程度の差でもつてあのような意見が出されたかという事は、細部の報告書を持たないとわかりません。

○古川(喜)委員 では概要発表されたことについては、われわれがこれから質問しようとする事に何も答えられないわけですか。

○谷垣政府委員 何にも言われまうとたいへんあれなんです、いま御指摘のように、研究班のほうで発表いたしましたおきくは、要因の物質としてカドミウムがその主因であるということ、それからそのカドミウムの分布が神通川本流によってかんがいされる水田あるいは土壌中に非常に他の河川よりも高度である、濃度が高いということ、それから三井金属の神岡鉱業所付近において特に濃厚であるということでございますから、その由来として同鉱業所並びにその関連諸施設からの排出が主体になつておる。しかしそれは言ひます、同時に、先ほど古川さんのおっしゃつておるように、研究班のほうでは神岡鉱業所より相当上流地点において、わずかではあるがカドミウムが検出されておる、こういうことをあの発表の中に言つておるわけでございます。それが一体どの程度の分量であるかという御質問は先ほどのようにまだ私たちのほうにそのデータがきておりませんので、これはもうしばらくのことです。それから、お待ちを願へばはつきりしてくると思ひますのであります。そういうことでございまして、あの概要の結果を報告されたという事、そのことは私たちは承知いたしておりますから、その中に入つての古川先生の御質問は、もうそれほど遠い時間を要するわけじゃないと思ひます。もう少し待つていただければはつきりしたことが出てくる、こういうことでございまして。

○古川(喜)委員 私の質問しているのは、主として二十七日に発表されたいわゆる概要発表ということばを使つておられるあの内容についての質問です。やはり次官はじめ厚生省の方々は、その概要報告を聞いておられるとするならば、私の質問には答えられないはずはないはずです、それ以外のことを質問しておるわけじゃないんですから。

そこで、では自然界に由来するものも認められる、したがつてその寄与度については明確に確言をすることはできないという事を言つておられるわけですが、これはこれからの厚生省の問題になると思ひます。次官は、この神岡鉱業所のカドミウムと自然界に由来するものと、どのように寄与しているかという事は確言できないということばで終わらせるつもりなのか、今後これをはつきりさせるために再び調査班というものを組織する意思があるかどうか、これを承りたいと思ひます。

○谷垣政府委員 報告書を見なければ最終的なことは言えないと思ひますが、かなり年次の古い問題を検討せなければならぬ段階に入つていくと思ひます。したがつて、それはおそろしくきわめて困難な追及になるだらうと思ひます。しかしどうやらかという事につきましては、先ほど申し上げますように、正式の報告書の内容をいただかなければはつきりしたことが申しかねる、こういうことであらうかと思ひます。ただあの概要報告にもございまして、いろいろな点がまだ未解決の問題がございまして、たとえて申しますれば、カドミウムが人体にどういふメカニズムでなつておるかという問題、これはまだはつきりしないという事を言つていますが、こういう点については問題は確かにあるかと思ひますし、また予防措置その他の問題についてどういふようなことをやるかという問題につきましても問題があるかと思ひます。しかし、いまここでそれらのことの確言をいたすにはやはり正式の報告、相当膨大なデータが出てくると思ひます。それを拝見いたしませんと申し上げかねる、こういうことかと思ひます。

○古川(喜)委員 正式報告が出て、これをさらに詳しくしたことで、この概要発表が変更されるような発表というものはあり得るものではないと思ひます。したがつて、いまほど申し上げましたように、神岡鉱業所の重金屬の廃液が原因であるというならそれでいいのにもかかわらず、自然

界のことを書いています。ここに問題をばやかし
て、ぼやかしたままにしておかれたのでは原因の
追及がはつきりしてこないわけですから、この状
態のままに置いといてはならないというのをひ
とはつきりしていただきたいと思うのです。結
果がはつきりしていただければいいが、このよう
な状態で報告されてくるならば、やはり自然界の
寄与度というものはどの程度のものかというこ
とをやはりはつきりする必要があると思うのです。
その点をどう考えられるか。

○谷垣政府委員 これは公害問題によくあること
でございませうけれども、何%の寄与率である
というように徹底的に詳細なところまで追及
していきまうためには非常に困難な場合が多い例
が多いのであります。もちろん本イタイイタイ病
の問題につきましても、その寄与率というものを
詳細に追及していく必要があると思ひます。し
かしそれは非常に困難な問題がある場合が多い
ということ。しかし公害の案件というものをたし
てそこまで追及していかねば解決できないか
どうかという問題につきましても、これは行政的
にも政治的にも相当考えていかねばならぬ点
があるかと思ひます。科学的な追及そのものは私
たちもつとめなければならぬ。ただし、それには
非常に過去にさかのぼつてのことになりますし、
いろんな問題がございませうので、非常に困難が
あるというこの御理解は願わなければならぬ、
こういうふうに思ひます。

○古川(喜)委員 もちろん過去のことでございま
すから、その追及は困難であろうとはわれわれも
想像いたすわけであります。しかしながら、困難
であろうとも、現に被害者、患者がいるわけだ
から、それをやつぱり明らかにしていただく必要
があると思ひます。そのことはあとでまた通産
大臣なりあるいはあなたの御意見を伺うことに
いたしますが、困難であろうとも、まずそれをや
つていただきたいということです。

それから、今後の調査は、先ほど次官が申さ

れましたように、カドミウムの分布と由来につ
いての調査が主目的だったはずでございませう。と
ころが、この重松班の報告の第五番目に、今回の
調査によつて重金属の分布と由来は一応明らかに
なつたがと、これはこの調査の目的だからそれで
いいんだが、カドミウムがいよいよイタイイタイ
病を発生せしめる詳細な機序については相当問題
点が残されておるというわけなんです。これは
もう地元、萩野博士等の努力によりまして、こ
れまでは学界でもイタイイタイ病の原因はカドミ
ウムであるというところにはほぼ一致しておるわけ
なんです。しかも今度の調査はその主目的からはず
れた。このことに対する専門家が加つてこのこ
とを書かれておるのかどうか、何かここでも問題
を後退させておるような感じがするわけなんです。
この点のどうにか考へておられるのですか。

○谷垣政府委員 問題が少し専門的になりまして
ございませうので、担当局長のほうから答えさし
ていただきます。御指摘のとおり、重松研究班の
中心になります課題は、分布と由来ということで
ございませう。しかしながら、この研究班の中に衛
生学者その他も入つておられるわけございませ
う。そういう問題から学問的にいろいろと詰めて
まいりましたときに、やはり学者といたしまして
、そういう詳細な機序という表現を使つており
ますから、カドミウムが原因でないということ
をここで言つておるわけではございませう。それが
どのようなたとえば化合物の状態であり、それが
人間のからだの中に入つて、人間のからだの中
でどういう系統でどこに沈着し、どういふところ
に付着するか、そういう点については学者の意見
としてまだ研究すべき問題がある。いわば学問
的な良心に立つてこういうことを述べられたもの
と私どもは考へておるわけでございます。

○古川(喜)委員 われわれの承つておるところ
で、調査班にはその専門の方は少ないように聞
いておるわけでございます。したがって、先
ほど申し上げましたように、主目的でない問題を

とらえてこのように書いておることも、さらに今
度の問題を昨年の中間発表よりも後退をさせてお
るという感を持たせておるわけでありませう。
そこで、先ほど厚生次官が、非常に困難な問題
である、またその困難な過去の問題を必ずしも
はつきり追及させなければならぬのかどうかと
いうことについても疑問があるというふうに答
へられておられますが、よく新聞に書かれておるよ
うに、疑わしきは罰せずという犯罪者に対すること
ばがあるわけですが、公害に対しては疑わしきは
罰すべきであるということをよく書いておりま
す。このことに対してどのように考へられるか、
それによつて先ほどの徹底的に追及する必要があ
るかどうかということも、あなたのことが生き
てくるか、ただ無意味にしゃべつておられるか
ということになるわけですから……。

○谷垣政府委員 疑わしきは罰せずというのは刑
法のおそらく原則だと思ひます。しかし公害の
問題に關しましては未知の分野が非常に多いの
であります。こんな席上で言うのはいかかと思
ひますが、コレラの発生の場合、私たちがよく聞
いておりますのは、ロンドンである医師が追及して、
ある井戸の水を飲んでおる諸君がそれと同じ症
状を持つてきておるということ、その井戸のあれ
をふさいで、コレラの蔓延が防がれたというよ
うなことを聞いております。しかしそれさえもコ
レラ菌が発見されておつたかというところ、コレ
ラ菌が発見されたようでありませう。そういう
菌、だんだん学問が進んでまいりますれば、コレ
ラ菌というものがどういふふうになるというこ
とがはつきりしてくると思ひます。これはこのま
まこで申し上げるのとはどうかと思ひますが、公
害の問題にはかなりそういう性格の問題があるよ
うに思ひます。したがって、もしも公害問題を扱
います場合に、少しでも疑いのある場合には全
然罰しないという原則をそのままではめるとい
ふことになりませう、公害問題の扱いはいかに
むづかしいものになつてくるだらうということ
を私は先ほど申し上げた。それと同じ意味を申し上

げたのであります。

○古川(喜)委員 そうすると、厚生次官の考
え方は、公害の場合は疑わしきは罰すべきであ
る、というふうな考へておるというふうな理
解していいわけですか。

○谷垣政府委員 疑わしきは罰せずという立場に
立つわけにはいきません。しかし、疑わしいの
を罰するということも肯定しておるわけでは
ありません。それはおのづからそこに原因の
軽重度があるかと思ひます。そのことを申し上
げたわけですから……。

○古川(喜)委員 何回も申し上げておるま
う、原因、どこがその主犯であるかというこ
とを、まだ政府としてははつきりさせておりま
せんが、地元における萩野博士あるいは岡山
大学の小林博士等々によりまして、カドミウ
ムが原因であり、神岡鉱業所が主犯である
というふうな言われておるわけなんです。そ
して現に多数の患者がイタイイタイ病で苦し
んでおるわけなんです。また過去においては死
んでおるわけなんです。そういうふうな患者
が現存しておるのですから、一分一厘も間違
いなく調査の結果をはつきりさせてからでな
ければならぬ、主犯は神岡鉱業所であるとい
うこととばかり、主犯は神岡鉱業所であるとい
うことももうすでに罰せられておるわけじゃ
ないか、そういうことを私は強く訴えておる
わけなんです。またそういう考へ方で厚生省
のほうとしても当たつていただきたいと思
ひます。

そこで、この問題がいろいろな形でまだ長
引くということが考へられるわけですが、問
題は患者対策です。現在病氣を患へておる人
に対する治療費、さらにまたこれから一番
先に手をつけなければならぬのは飲料水の問
題であるというふうな言われておるわけ
なんです。それから簡易水道の要請書が厚
生省へ出ておるわけなんです。そこで簡易水
道なりあるいは土壌の改良などというの
は、一町、一果の財政ではどうも
うていまいかな切れない膨大な金額になる
わけなんです。土壌の問題は農林省関係
ですからここでは申し上げませんが、その飲
料水の問題に対して財政

上特別な措置というものは講ぜられるのか講ぜられないのか、ぜひ講じてもらいたいということ、前々から訴えているわけですが、その点についてどのような考えを持っておられるか、承りたいと思うのです。

○谷垣政府委員 すでに出ております被害者各位に對しましては、国及び県、市でこれによく似ておりますところの他の事件におきますような被害者とはほぼ同じような負担をやつていきたい、厚生省のほうといたしましては、医療研究費補助金をもつてこの被害者の方々の医療に当たつていきたいという考え方で進んでおるわけで、これは現在実施しておるわけでありまして、水道の問題につきましては、これはもちろん優先的に認めなければならぬと思つて、そういう態度で私たちは考えております。ただ古川先生のおっしゃいましたように、財政的に特別何かもう少し考えろ、ほかの水道よりもひとつ国なり何なりの考え方をもち加重して考えろという点の問題につきましては、残念ながらいまのところちよつと私たちのほうで十分な方法が見つからない、こういう状況でございます。

○古川(喜)委員 その簡易水道の問題ですが、いわゆる公害を受けておる人たちの要望なんです。いわゆる公害対策の一環であります。したがって、一般の住民が飲料水が悪いから簡易水道を設けようというのと趣旨が違ふわけなんです。そういう点で一般の国民が飲料水を要求していると同じような考え方に立つたならば、いまのところ何ら方法はないという答えしか出てこないのです。公害対策の一環であるとした場合にそこは何とか考慮できるんじゃないか、こう言っているのです。どういうふうに考えますか。

○谷垣政府委員 御存じのように水道の補助金というものがござります。本件に關しましては、当然これは優先的に補助対象にいたすべきものだと考えております。そのほか地方自治団体としての起債その他の問題があるかと思ひます。これに對しましても私たちは優先的に考えていきたい、こう

いう考えでこれに對処しようとしておるのであります。たとへば補助金の補助率、いまの規定にありましてもを公害対策ということでもちよつと上乗せできないか、こういう御質問の点につきましては、残念ながらいまのところ手がでない、こういうことを申し上げておるわけでありまして。

○古川(喜)委員 これからもよく大臣と相談をしていただきまして、先ほど申し上げましたような公害対策の一環としての簡易水道ということで何らか考慮するように、ひとつ研究していただきたいと思ひます。

そこで、また調査班のことに戻りますが、概要発表と同時に厚生省のほうにも報告されておると思ひますが、今度の調査で過去のカドミウムの流出量というものはつきりしたのかどうか。もしこのカドミウムの流出量というものはつきりしておらないとすれば、カドミウムの分布と由来というこの調査目的から見ると、その目的も果たされておらないように思ひますが、それはどのように報告されていきますか。

○松尾政府委員 ちよつと御指摘の点でございますが、先ほど政務次官から申されましたように、このカドミウム、重金属の流出の状態が實際イタイイタイ病患者が起りました原因となつた時点は、おそらく現在よりもつと前の時代の、過去の時代の流出であらうと思ひます。それを現在の時点であるかというのを推定していかなければならぬ。これは時間的な意味から申しましても、非常に制約をされておる条件の中の研究でございます。したがって、現在の研究班におきましても、まず現状から見まして、この概要の報告にもござります。その点をまず明らかにしたい、それが唯一の現在の方向でございます。それと同時に、まだ私どもの報告書の中にはいただいておりませんけれども、過去のことについてある程度推測ができるような資料というものがなにかといふことで、研究班もいろいろの堆積物を深さによつて掘るとか、いろいろなことくふうは重ねておるわけでございます。ただし、その結果がどのよ

うな状態になるかは、まだ私も詳細な調査が参つておりませんが、少なくとも過去におけるものまで知りたいという態度でもつて現状についていろいろと研究を続けてきた。こういう事態でございます。いきなり過去の研究をこの研究報告だけでやれるかと言つたら、これはまだ少し無理な点があるのではなからうかと考えておるわけでございます。

○古川(喜)委員 いまほどおっしゃいましたように、いまの病気の起きてきた過去の経過から見て、やはりいふん古い時代の流出量の問題になつてくるのだと思ひます。それにもかかわらず現時点で調査をしておるから、神岡鉱業所の上流の自然界の由来などが出てくるわけですが、過去の多量な流出量を問題にして調査するならば、現在のわずかな自然界の流出などというものが出てくるはずがないのです。現時点において論議をするからそういうものが出てきて、問題をさらにいかにするといふふうな感をわれわれが抱いておるわけでありまして。したがって、これは調査班が出てこないともつと詳細な説明も聞くことができないし、それによつてわれわれの質問したいことも質問できないわけですから、後日正式に厚生省の発表がなされた際にまたあらためて質問を申し上げたいと思ひます。ただ、申し上げましたように、今後どうするかといふことの問題と、カドミウムの人体への影響について、別の調査班を組んで、これからはあくまで究明をしていく必要があると思ひますが、その点のようによつて考えられるかといふこと、それを一言聞いておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 この神通川の由来、分布等の問題に關しましては、私もいましては、ただいまの研究班の報告を待ちまして大体終止符を打ちたいと思ひます。それから、今後予防的な意味、あるいは学問的にもなおきわめておくことが将来のかような問題に對応いたしまして適切ではないか、こういう点もござりますので、ただいまのこの由来等の研究とは

一応別にいたしまして、先ほど来申し上げましたように厚生省側の研究班といたしましては、そういう機序と申しますか、カドミウムの挙動態様といふものがどういふふうになつておるか、そういうことを知ることによつて将来の予防等に貢獻したいという研究は、通産省とともに一応する予定にいたしておるわけでございます。

○古川(喜)委員 もちろん予防対策のための調査といふものも非常に大切だと思ひます。しかしながら、今度の正式報告を待つて終止符を打ちたいといふことでござりますが、まだまだ問題がたたくさん未解決のまま残つておると思ひます。私がこうして質疑をしておるだけでもわれわれにも疑問がありますし、あなたの方でまだ完全に答弁もできないし、あるいは納得させることもできないでしよう。そういうままでは終止符を打つてしまふというのは私は無責任だと思ひます。こういう調査を果にまかしたり、町にまかしたり、あるいは民間団体にまかして調査ができるはずはないのです。やはり国の力で最終的な結論を出していただかないと、こんなにたくさんまだまだ疑問が残つておるのにこれで終りだなんといふのは、ちよつと無責任だと思ひます。

○松尾政府委員 私の申し方が、あるいは先生少し誤解をされますような言い方であつたかと存じますけれども、この神通川の現に發生しております患者さん方と、それから、そういうカドミウムの分布、由来といふものとの関連を明らかにする、こういう意味での研究は一応これで終止符を打ちたい、こう申し上げたわけでございます。今後の調査結果をいろいろとやらなければ、なおかつ今回の結論すらもわからないわけでありまして、その点は別に一線を引いてまいりたい。ただ御指摘のようないろいろなわからない点は学問的にもござります。それからまた今後どういふ措置をとつていけばその治療に最もいいかといふ問題等もやはりあるかと存じますので、そういう態度でもつて引き続き研究を進めてまいります、こういう意

味でございます。

○古川(喜)委員 お願いを申し上げておきますが、イタイタイ病の主因である過去の流出量というものは、もちろん通産省のほうでやられるわけでしょうが、できるだけ詳しく調査をしていただくということ、それとカドミウムが人体にどういう影響を与えておるかということについての研究というものは今後も続けていただきたいと思ひます。それをひとつ要望いたしておきます。

次に、通産省関係の質問を申し上げたいと存じますが、通産省のほうではいま調査班が厚生省と共同調査を行なわれているわけですが、厚生省のほうとしましては、カドミウムの分布と由来などの調査は重複するからやらないと言っているわけなんでしょう。したがって通産省が厚生省と共同でやるということは、いまほど厚生省から言われたように、今後の予防対策に主体を置いて調査をやるというふうにならねばならないわけですね。その点のような調査が展開されていくのか承りたいと思ひます。

○椎名国務大臣 ちょっと経過を事務局から一応……。

○西家政府委員 ただいま先生の御指摘のございました通産省の行なっております研究でございますが、この研究は科学技術庁の予算、特別研究調促進費でございますが、この予算によりまして、厚生省と共同いたしまして、先生御指摘のとおり、今後の予防対策という点に重点を置きまして、調査を現にやっておりますわけでございます。調査の内容といたしましては、神岡鉱山から出てまいりますカドミウムが、神通川の中で、どういう形で、またどういう様子で流れておるかという点と、それからまた、鉱山から出ておりますカドミウムの出口というものはたくさんございまして、どの場所からどういう形で出るか、こういうたようなことを詳細に調べまして、その結果、さかのぼりまして、今後どういふ対策をやるか、予防対策としてどういふことをやれば非常に効果的であるかという点を研究するのが目的で現在やっております。

おるような次第でございます。

○古川(喜)委員 そのようにわれわれは承っておりますわけですが、やはり、それだけでは、現在地元の人たちや患者にしても、不満なわけなんです。もちろん、予防対策は大切ではあるが、現在病気で苦しんでいる人たちの対策、それについては、何が原因であつたかということが明らかにされてこないと、万全が期せられないわけなんです。そうでしょう。でなければ、厚生省のほうから治療費だ何だ、県市でもって幾ばくか出してはおります、近年になつて出すようになったわけですが、それだけでは、患者対策にはならないわけなんです。だから、それをもっと徹底的に患者対策をやるためには、原因調査というものをずっと続けてもらわなくてはならないのです。日本の企業は、いままでも人命の保護に対してあまり金をかけてこなかった。それは過去においてもずっとそのとおりなんです。そして、そのことを政府がバックアップしてきたわけなんです。いかにしたら利益が上がるかということが優先しておつて、そこに働く人や区域住民にどういふ被害を及ぼすか、そのことのための手当てはどうすべきかということをお忘れたわけなんです。やろうとしなかったわけなんです。それを政府がバックアップしてきたわけなんです。だから、こういう問題が起きて、国民は通産省は企業者側に立つてものをしやべつてゐるんだ、企業者側に立つて調査をしてゐるんだというふうにしや理解をしておらないのです。そうでないというためには、やはり過去の原因はこうであつた、であるから、これは神岡鉱業所の責任であるということをはっきりさせる調査というものを進めるべきだと思ひます。その点に対してどのように考えられるか、承りたいと思ひます。

○西家政府委員 ただいま私の説明が、ことばが足りなかつたのでございますが、通産省といたしましては、予防対策を現在やっております研究のほかに、当然過去から監督をいたしました監督上の責任がございします。過去の監督記録等、洗ひざら

らひの資料を、これは現在集めておりまして、過去の水がどういふものであつたか、あるいはそれによつて、鉱山がどのくらいのもを出したかという点につきましては、これは過去の資料をできるだけ集めて、不完備なところは推定によりまして結論を出す、これはか方法がないのでございまして、そういうことは、ただいまの研究とは別途やっておりますわけでございます。ただ最も問題となります戦時中の記録が非常に少ないのでございまして、その点現在の段階では確固たる、数量的にこれを究明するという段階にまで至つていないような状態でございします。

○古川(喜)委員 そろそろ私の質問を終わります。厚生省の調査班は学者によつて編成をされておるわけですね。したがって、政治的配慮というものは含まれてはおりないものとわれわれは信じてはおりますが、どうも答えがあいまいになつてきまして、人間ひがみ根性ともいひますか、そういう考え方が起きてまいります。でありますから、率直に学者として調査されたことを発表していただき、厚生省が最終的な結論を出すときには、いま私がいろいろ質問をしましたことに対する疑点が解かれるような回答をしていただく、そうでない場合はあらためてまた研究班をつくつて、さらに研究を進めていただくということを強く要望いたしておきたいと思ひます。

また通産省に関しましては、戦時中あるいは過去における廃材の処理というものは、これは厚生省の研究班ではむずかしいかと思ひます。でありますから、通産省のほうでその点は、先ほど局長から調査資料もいただきましたが、さらにほつきりとした調査資料がきますように、今後とも調査を進めていただきたい。でなければ、あるいは患者は、だれに信頼を置いて今後生きていけばよいのか。せつかく国の方で取り上げて、いろいろの調査班が編成され、富山県にたずねてくる、患者を訪問する。その結果が、何がどこに責任があるのかわからない。うやむやに終わつてしまつたでは、やるせないと思ひます。でありますから、厚生省は人命を守る立場から、疑問の点はこれからどんどん調査を進めていただきたい。通産省は、戦時中のいろいろ起きてきたであろう原因をより詳しく調査をしていただきたい。このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小室委員長 佐野進君

○佐野(進)委員 いま古川さんが地元の関係もあつて、詳しくイタイタイ病の当面調査班の報告を中心にして質問を続けてこられました。私はやはりこの問題について、もう少し詳しく具体的に突つ込んだ質問をしたいと思ひます。それから、先ほど掘理事にお願ひしましたが、せつかく通産大臣がお見えになつておりますので、通産大臣に別の問題でちよつとの時間、質問をしたいと思ひます。

最初に、厚生省と通産省両方に関係するのですが、厚生省に質問をしたいと思ひます。それは今回の調査班の調査の結果、これから発表——二十七日に発表されて、厚生省がそれに対するいろいろいまの答弁の中にあるような取り組みをして発表をする、そういう中で予測される事項というのは、カドミウムが非常に神岡鉱業所の放流した神通川の下流域に多い。したがって、天然に発生して放出されたカドミウムよりも、鉱業所におけるところの過程を経て放流されたカドミウムがイタイタイ病の原因になつておるといふことは、その政治的な配慮が加わる加わらざるにかかわらず、明確にならざるを得ないと思ひます。そういうことになつた場合ですね、いま現実の問題として病人が発生しておるし、それに苦しんでおる人たちが、あるいは死んでおる人たちが、非常に多く出ているわけですから、現在の調査班の発表されたという時点の中で厚生当局は、この具体的な措置、取り組みについて、どのようなことをしておるかということについて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○谷垣政府委員 すでに発生しております被害者の方々に對しましては……。

水系の問題あるいはまた水俣病の問題等、全国に

おける公害が、いわゆる工場公害という形でなく
鉱山公害というか、こういう形の中で発生する条
件は、単にこのイタイイタイ病の神岡鉱業所だけ
でなく、全国的に発生している条件があるわけ
で、その局の取り締まり、取り扱いというものが、
そういう全国的に発生している条件の中で、
いわゆる末期的というか、どうにも住民、国民が
やりきれない、命を失う病気になる、そういうよ
うな形になったとき調査をする。調査の中におい
てもいま言ったとおり、表面的にあらわれておる
上の、現在許容されている水量の中においては問
題ないからだいたいようぶだ、不測の事故ないしそ
ういうような条件の中で、あるいは地下に浸透し
て、さらに伏流して上へ上がってくるというよう
な問題、そういうことについては対策というか取
り締まりというか、そういうことについては本来果
たさなければならぬ責任を回避とまでは言わな
いけれども、積極的に取り組んでいない。そうい
う印象が非常に強かったわけですから、この問題
については、ひとつ両当局とも、現存するそれぞ
れの施設に対してもっと積極的な防止対策につ
いて取り組みをしてもいい。そういうことを
さっきの厚生事務次官の御答弁の中でも、私の真
意を御理解にならなくて、非常にはずれの答弁
をされているという点もございいますので、この点
強くひとつ要望をしておきたいと思うんです。

それから第二番目ですね。問題が発生して、住
民が各大臣に会ったり、患者が会ったりなんかし
て、いろいろな問題について非常に社会問題と
なっている。要するに、こういう中で、地
元である富山県等においては、県費をもってこれ
らに対する患者の、すでに発生して病気がかかっ
ておる人たちに対する救済等に対してもきわめて
熱心な取り組みをしているわけですが、政府が政
府機関としてこれらについて、いわゆる医療とい
うか個人補償——補償とは言いませんが、その病
気にかかった人の救済についてどのような取り組
みをしたか。この際、簡単にけつこうですかからひ

とつ御答弁願います。

○松尾政府委員 昨年四十二年度におきまして
は、県市と共同いたしました。厚生省からも約六
十三万八千円の予算であつたと思いますが、三カ
月分のそういう医療、いわゆる健康管理、こう
いった面の目的で国からの費用を出しておるわけ
でございます。それから四十三年度以降におきま
しては、この報告書を見ました上で、公害による
被害の患者であるという形をとりまして、ただ
いま二十万円の公害医療研究補助金というものを
予算に計上していただいております。このように
して、これをもちまして県市と相談をいたした
上で、その治療、及びできれば要観察患者といわ
れている者の健康管理という問題につきましても
費用を出してまいります。こういうふうに考えて
おるわけでございます。

○佐野(進)委員 二十万円のいわゆる医療に対す
る——医療というか、その対策として地元の県当
局と話し合つてというふうな事態でございますか
ら、それが多いのか少ないのかという点につ
いて、いまここで早急に申し上げるわけには私自身
もいきませんが、しかしいづれにしろ、県当局ある
いは地元あるいは世論というものが非常に高まっ
ておるときですから、六十三万という金額では全
く政府当局がこの問題についての取り組みの熱意
について、公害基本法がで、公害関係が非常に
重視されている段階におきまして厚生当局として
はまことに冷たい取り扱いではなかったか、こう
いう気がいたしておたわけですね。そこでこれら
の問題については、この調査の結果どうなるかと
いうことについては、先ほど来お話がありますよ
うに、現段階の中においては、この調査の中間発
表からこの結論発表という形の中において後退さ
れたという印象が、私も対比しながら読んでまい
りました中においても多分に政治的な感じが、
それが入つてないと言われるでしょうが、そうい
うにおいが感ぜられる。そういう形の中で政府の
施策というものが後退しておるということ、非常
に私は懸念するわけです。いわゆる産業優先、も

ちろん産業を振興することもけつこうでございま
すが、そのために公害の犠牲になる人たちに對す
る対策がおろそかになってはいけない、こういう
面が非常に強く感ぜられますので、その面につ
いては、いま二十万円の研究費がこの調査結果のい
かによつて措置されるということでありまして、
これは厚生省、通産省両方にお尋ね申し上げたい
のですが、今後増額する、いわゆる問題の経過の
中において、あるいは地元におけるそれぞれの問
題取り扱ひの発展の中で増額し積極的に措置され
る、こういうようなことも予想しているかどうか。
当然予想されなければならぬと思うのです
が、この際ひとつお考えをお聞きしておきたいと
思います。

○椎名国務大臣 厚生省の予算に計上してある二
千万円の増額云々のことは、厚生省のほうからお
答えがあると思います。通産省のほうから
は、その原因の究明を待つて責任額を支出する
というふうなことは、現実の災害に対してあまり
に手ぬるい。現にそういう災害が起こつておる
というそれだけの問題を取り上げて、公害一般
の問題として、事業者側の原因の有無にかかわ
らず、団体等からの資金を募つて、そして何らか
の基金をつくる、とかいうふうなことをして、この救
済に当たるようにしたいという考え方を持ってお
ります。

○谷垣政府委員 公害の対策、ことにその救済対
策の問題は、たいへん重要であらうと思つて
いたが、いま、私たちがほうといたしまして
も、本格的なという用語がありますが、救済対策
のための法案を提出したいと思つて、い
ろいろ用意をいたして、各方面と折衝をしつ
つあつてございまして、しかしそれが待てません
で、先ほど申しましたような公害医療研究補助
金という形で二十万円計上しておるわけござい
ます。したがって、いろいろな状態の具体的な
結果によりますれば、この問題に対してまた増額
のことを考慮しなければならぬ時代があらうかと
思つて、いまの段階ではほばこれでまかなえる

ものだ、こういうふうに考えておる次第でござい
ます。

○佐野(進)委員 それでは次へ進みますが、そう
いう対策を立てておるという政府としての
責任を果たしたとあるという点については、一
応いまだで努力せられつつある経過とともに、私
は認めていいと思うのですが、ただここで、これ
は鉱山保安局長のほうの担当になるかどうか
りませんが、イタイイタイ病の患者遺族が総額六
千一百万円の損害賠償の訴えを、富山地裁に会社
側を相手どつて訴えを出しておる、こういうよう
なことが行なわれておるわけですが、この調査結
果に基づいて患者が会社側の責任によつてその病
気になったという原因が明らかになったとき、い
わゆる裁判を提起しておるわけですが、そういう
ような形になったときの会社側の責任というもの
は、通産当局としてはどのように考えておるの
か、あるいは会社側としてはこういうような事態
についてどういうような——問題が発生し現在ま
で会社側としてどのような取り組みをしておる
か、経過をひとつ御説明いただきたい。

○両角政府委員 お話がございましたように、最
終的に裁判の結果によりまして法的な解決が
つくというようになっております。しかしながら、
その前に厚生省におかれまして最終的な見解を
表されるということになりましたら、通産省とい
たしまして、裁判の結果とは別個に、当事者と
しての鉱山側と地元側との和解のあつせん等々
につきましても、地元、県当局とも十分協力をしな
がら進めてまいりたいと考えております。また、
企業側におきましても、さような場合には十分こ
れに協力をし、いく意向があると私も承知し
ております。

○佐野(進)委員 神岡鉱業所が、いわゆるその事
業運営の中で、その会社経営の原則に基づいて措
置したことが、その副産物というか、そういう事業
運営の経過の中で一つの不測の損害を付近住民に
与えた。したがって、その与えたということが、い
わゆる無過失な責任というか、自己の意思に基づ

くところの被害ということではなく発生したという状況の中で、会社側としても、その責任について、それを追及され、その賠償を要求されることについて相当程度困惑をせざるを得ないというのが偽らざる状況ではないかと思うのです。したがって、そういうような状況の中で、会社側の責任というものを追及する過程の中で、裁判の結論が出るという形の中で本問題の処理をはかるというところは、非常に長期にわたるし、實際上現在の鉱山の経営の現状の中に見ても、そこに非常に無理があるのではないかと、これは、私その財務内容を調べたわけでもないからよくわかりませんが、したがって、そういう事態が予測されるというところが一般的な常識であるとするならば、そういう事態に対して、政府が政府の責任の中でのいわゆる公害の問題として取り組めるのかどうか。いわゆる政府がこの問題について、会社側と住民との間に、さつき和解という表現がありましたが、それは裁判上の和解でなく行政上の措置として何らかの対策がとり得るものかどうか。これは鉱山局長に聞いておきたいと思ひます。

○両角政府委員 最終的には司法裁判所の判決に従うということですが、その前の段階におきまして、現在の鉱業法によりますれば、通産省といましては和解の仲介ということができ、厚生省の結論を待ちまして、和解の仲介があつせん等については積極的に地元当局と協力しながら話を進めていきたいということでございます。

○佐野(進)委員 そうなりますと、調査結果によるところの発表がもう迫りつつある段階の中で、住民は、昨年の中間発表あるいはその後における経過の中で原因と結果が明らかにされつつあるという、いわゆる被害者としての心情に基づいて非常に大きな期待感というものがいま発生しつつあると思うのです。したがって、そういう場合、これらの問題について、会社側とその被害者との間

に、あるいは県当局を含めた形の中で、通産当局がその中に立つというところは、政府も、さつき厚生省が言われたと違つた意味において、できる限り責任ある立場において善処する、こういうぐあいにいまの答弁を聞いておいていいかどうか、この点ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○両角政府委員 厚生省の結論によりまして鉱業所の責任というものが明確になる段階におきましては、当然われわれとしては積極的にさようなあつせんをとりたいと考えております。

○佐野(進)委員 いまの段階でそれ以上答弁を求めても無理だと思ひますから、次へ進みたいと思ひます。

そうすると、このいわゆる調査班の調査結果は近日のうちに正式に厚生省の発表として発表されるというところを私は予測するわけですが、そういう状況の中で、問題は非常に具体的に煮詰まつた形の中で一般に提起されてくると思ひます。したがって、厚生省としては、この発表の内容容について、いわゆる中間発表というものがこの間、さつき古川さんの御質疑の中でいろいろ経過のやりとりがありましたが、発表されたわけですね。これが文章としての表現の中で、もちろん政府の機関としての発表の中で、よから若干の表現の差はあるでしょうけれども、大綱としての内容の変更は、当然調査結果というものは具体的なデータに基づいて調査結果を発表しておるわけですから、それはそうないかと判断していいのです。これは局長でもけっこうですから、どういふような形式になるか、この際聞いておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 詳細なデータをいただきまして、それを私も十分検討いたしました上でございませんと、正式のどういふ形とすることをいま予見を申し上げることは困難かと思ひます。ただ研究班が行ないます発表というものは、いろいろな記述の中においては、やはり学問的な立場という形から、いろいろな疑問点は疑問点として先に残すという表現をとられたと予想しておるわけ

でございます。しかしながら、私どもがある行政上の措置をとらうという判断をいたしますときには、多少それとは違つた表現も許されるのではないかと、こういう程度のことはいま考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 私は、厚生省が発表されるべき、このところの発表になるとは当然考えておりますが、いわゆる新聞発表そのものではないと思ひます。ただ中間発表から最終発表の段階の中で、だれもが考えて一歩後退したのじゃないかと、いう疑念、これはあなた方は一歩後退でないと感じるかもしれないけれども、いわゆる社会的な通念の中で公害という問題を前提として取り組んでみる場合、何か消極的な表現というか、そういうものがところどころに散見される、いわゆるさつきという形がカムフラージュされた形の中で、同じことを言つておつてもどうでも解釈されるようなことになる、そういう可能性は十分あると思ひます。

そこで、先ほど来通産当局に対して質問申し上げ、通産大臣も局長も、これらの問題については非常に積極的な取り組みをしようという説明もあるわけですが、ともすれば厚生省は公害の原因を探るわけ、それぞれ地域の住民のために問題の取り扱いをしよう、通産省は事業者の立場に立ち、事業者の利益を守るといふ形の中で問題の処理をはかる、こういうことがともすれば言われて、その結果問題の解決を非常に長くする、そういうのがいままでの例であつたと私も考へておるわけですが、そういう意味においては、いまの段階における本問題についての取り扱いではそう差がないように私は感じておるわけです。したがって、公害問題がいま日本の政治、行政の中に占めるウエートというものがきわめて高い段階の中で、ひとつこの調査結果に基づいては、そういう政治的なところ、行政的なところ、そういうもの、左右されないで、いわゆる事実的というか、ありのままの形の中において問題の本質をえぐり出し、そしてこれらの解決をはかるということに積

極的な取り組みをしていただきたいのだと思ひわけです。

そこで、最後に御質問を申し上げたいと思ひますが、これは先ほど来お話がありましたけれども、一体いつ最終的な取りまとめの結果の発表が出るのですか。

○谷垣政府委員 私たち期待いたしておりますのは、研究班の報告が四月上旬ということでございますが、上旬と申ししましてもかなりおそくなるだらうと思ひます。したがつて、その資料等を私たちが拝見をして、そして検討を加えなければなりません。と申しまして、もちろん四月の下旬には報告ができる、こういうふうに考えております。

○佐野(進)委員 まだいろいろあるのですが、堀先生もあとほかの方もいらつしやるので……。それからさつき、緊急問題だからさきようはぜひ通産大臣に質問をしておきたいと申しましたが、何か委員長の方の要望であつてくれというところがありまして、イタイイタイ病の問題で堀さんが御質問をされて、あるいは岡本さんがやつたあとで適当な時間があれば、委員長の御配慮で質問をする時間を与えていただきたいと思ひます。このことを希望いたしましたので私の質問を終わります。

○小峯委員 関連で多賀谷眞稔君。

厚生省に質問いたしますが、とりあえず治療の問題とそれから飲料水の問題というのを古川君から指摘があつたわけですが、飲料水の問題は、これは何か方法はないかということですね。というの、いままでの補助金のほかにさらに上積みをする問題について方法はないか。すなわち、いま石炭の鉱害の場合は、御存じのように有資力の場合は三分の一、国庫補助、それから無資力の場合は三分の二が国庫補助、地方公共団体が三分の一、こうなつていくわけですが、石炭の場合は臨時石炭鉱害復旧法によつて無資力の場合の規定がありますが、メタルの場合にはない。いま鉱害であるかどうかということが問題になつていくわけ

すが、どうせあなたのほうは、最近補助率をきめる場合でも補助金を出す場合でも必ずしも法律によらないで、いい慣例ではないけれども、ほとんど予算で補助金を出してやる。ですから、とりあえず石炭の無資力鉱害のような簡易水道の処置をしたらどうか。これは、あとでいわれる加害者というものが判明した場合に、それをさらに追及をして、そうして一部納付金を入れさせるといふ方法もあると思う。現実には困っている、あぶないと言っている、しかも飲料水に飲ましておる、イタイタイ病はどんどん出ている、死傷者は出ている。厚生省はのほほんとして手をこまねいて、一般的な補助率以外にはありません、こういう手はないと思うのです。他に国の制度があるわけですから、まずそういうことを早急になぜ考えないのか。現実にはあなたのほうで石炭鉱害の水道をやっておるわけですね。ですからそういう知恵がないはずがない。もし神岡鉱業の責任でないといえ、もうそれは神岡鉱業には追及がいかない。それは国家の支出ということになるわけですね。こういう方法をなぜとらないか。とれるはずではないか。これは予備費から出るはずではないか、こう思うのです。

○谷垣政府委員 石炭鉱害の水道の問題を提起になって、それと同様の便宜措置がとれないかという御質問でございますが、確かにこういうような鉱山の害が常例的に出てくるというような場合、これはそういうような構想を持ち得る余地が将来としてはあると私は思います。また救済の問題につきましても、やはり同様の問題を考える余地はあると私は思います。しかし現在の段階におきまして、多賀谷さんの御指摘のような予算措置、予備費の支出なり何なりでやれるかと申しますと、それはいまの段階ではやはりやれない、こういうことを申し上げておる次第でございます。石炭鉱害の発生のような、あれはかなり長い歴史の経過を経て、ああいうものが出てきたわけですね。鉱山の害の場合は、ああいうような定型の場合は、いつか起きるといふような状態のもとにおきま

ては、将来の問題としては考えるべき余地はあると思います。しかし現在の予算措置では、この水道の問題に對しましては特別の助成措置は無理ではなからうかと思ひます。起債の問題その他現在許されております段階における一番優先したやり方をやりたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、恒久的なものだったら、何もあなたに質問しなくても、法律によって行なうわけですから問題ない。いま問題は緊急にしていかば行政処置を要するといふわけでしょう。ですから、行政処置を要するといふわけでは、おのずから、他に例があるから、その例を見なすから、他に例があるから、その例を見なすから、それは当然鉱山局長もほうっておけないでしょう。いま問題は、そうでない、緊急的な問題です。ですから、他に例があるから、その例を見なすから、それは当然鉱山局長もほうっておけないでしょう。いま問題は、そうでない、緊急的な問題です。ですから、他に例があるから、その例を見なすから、それは当然鉱山局長もほうとお

○谷垣政府委員 石炭鉱害の水道の問題を提起になって、それと同様の便宜措置がとれないかという御質問でございますが、確かにこういうような鉱山の害が常例的に出てくるというような場合、これはそういうような構想を持ち得る余地が将来としてはあると私は思います。また救済の問題につきましても、やはり同様の問題を考える余地はあると私は思います。しかし現在の段階におきまして、多賀谷さんの御指摘のような予算措置、予備費の支出なり何なりでやれるかと申しますと、それはいまの段階ではやはりやれない、こういうことを申し上げておる次第でございます。石炭鉱害の発生のような、あれはかなり長い歴史の経過を経て、ああいうものが出てきたわけですね。鉱山の害の場合は、ああいうような定型の場合は、いつか起きるといふような状態のもとにおきま

ですから、すなわち、予算処置として出しておるのですから、予算処置としておやりになったらどうですか、こう聞いておる。しかもとりあえず神岡鉱業の責任追及の問題は起こっていない。だからこういう方法を講じたらどうかと言っているのです。

○谷垣政府委員 御存じのように、現在水道に對しましては補助対象にしておるわけでありまして、したがって、その補助率を多賀谷さんがおっしゃる通りにふやす、あるいは加害者の負担するであろうというものを予定して先に政府がそれを出して、多賀谷さんがおっしゃることを言いますと、こういうようなことになるかと思ひます。これはいまの段階では私たちのほうはできない、こう申し上げておるわけでございます。鉱業法の石炭鉱害との関係は私よく存じませんけれども、法律その他があるのではないかと思ひます。が、ちよつといまの本件に關します水道の問題についてはそれはできない、こういうことを申し上げておるわけでありまして、

○多賀谷委員 私は必ずしも神岡鉱業を追及する予定として言っているのではない。石炭の鉱害の場合、その加害者である鉱業権者が行くえ不明の場合、それから権者が無資力になった場合は三分の二という補助制度がある、こう言っている。そういうことを行政的にとりあえずの問題として——人命にかかわる問題でしよう、ですからおやりになったらどうですか、こう言っているわけですね。これはぜひ研究してもらいたいと思ひます。

しょう。で、私が質問しておるのは、神岡鉱業の問題はまだ役所としては認めていないから、それは無理だろう、しかし、こういう制度がありますよ、こう言っているのです。ですから、それは神岡鉱業の責任でないということになれば、国が余分に支出したということになるわけですから、それは当然そういう貧弱町村に負担すべき問題じゃないですよ。ですから、検討はしますけれども必ずしもそういうわけにいかないかもしれないという答弁はないでしょう。厚生省側に立つて私が一生懸命質問してやっておるものでしょう。どうなのですか、それは。

○谷垣政府委員 御趣旨のように、鉱業法あるいは石炭鉱害の特別法について私よく承知いたしております。したがって、いま御指示のような問題について十分検討したいと思ひます。○多賀谷委員 次に鉱山局長に質問したいのですが、金属鉱業のほうで一体どのくらい鉱害賠償費というのは一年間に払われているのですか。○両角政府委員 全国的な統計はちよつと手元にございませぬが、神岡鉱業所に関しては、従来地元側との相談によりまして、毎年約二百五十万円くらいの協力を金で支払ひまして、鉱業の操業に基づいて一般的な被害に対する補てんに充てていただくと趣旨で協力体制をとってきておることを承知しております。

○多賀谷委員 古河鉱業の足尾銅山はどのくらいですか。○両角政府委員 手元に資料を持っておりませんので、いづれ御報告いたします。○多賀谷委員 私は役所は近視眼的で非常に鉱山会社に不親切だと思ひ、いままでの制度上、短期的には非常に親切なような態度を通産省はとっておるけれども、長期的に見ると、きわめて不親切なんです。なぜ私がそういうことを言うかといひますと、鉱業法における賠償規定ができたのは昭和十四年です。足尾銅山の問題が起つて国会で取り上げられたのは明治二十二年です。その間全然法律に關しては何らの規定を持たなかつた。

一つの方法として定型化する必要が起こっているのじゃないかということをお私に考えておられます。

○谷垣政府委員 厚生省としては、もちろん人の生命と健康を守るのが立場でございます。したがって、いま堀委員のおっしゃいましたところの考え方は、私共は賛成でございます。と申しますよりも、具体的にそういう施策を講じなければならぬと思ひます。公害の基本法ができました、それに付随いたします諸立法をしなければならぬが、その中の一つの構想として、公害の紛争をやる以前においてそういうものの救済対策を考へる、こういう考え方が当然に出てまいります。私たちは素案を持ちましていろいろやっておりますが、まだ国会等にお願ひする段階には至っておりません。しかし、御趣旨は当然そうあるべきでございます。

○堀委員 いま通産大臣がおっしゃったことはたいへん重要な問題だと私は思ふのです。これは、いろいろな地域で調べてみると、これからまだいろいろな問題が出てくるかもしれないと思ふのです。その場合に、いま通産大臣のお話のように、とりあへず具体的な対策ができるようなシステムを政府がある程度指導してつくっていくことが、いまずっと見ますと、これは非常に重要なものではないか。このイタイイタイ病について何か具体的な住民に対する対策——要するに、研究調査費はいろいろあるが、果が組んだりあつちが組んだりして、研究調査だけは一生懸命先へ進んでいますが、これはいいことですよ。いいことだけれども、いま通産大臣がおっしゃったように、ある程度この問題はこういうものだとかつたら、住民その他に対する具体的な政府の施策なり予算なりというものが、この研究調査以外に何かこれまでついたのでしょか、ちよつとそれを承りたい。

○松尾政府委員 確かにイタイイタイ病患者に対して私どもがたゞいままでやっております具体的な施策といつたものは、費目の上では調査費と研究費とかいう名前のものが出ております。

おっしゃるとおり、調査や研究だけやっているとどうやうな印象をお持ちになることはごもつとだと思ひますが、昨年の暮れに、イタイイタイ病患者に出した費用は、単にその調査とか研究とかいうことではなくて、現実の医療というものが行なわれる中で、そういう問題も加味しながら、さらに患者の実際上の救済がはかれるような性質のもので出したわけでございます。確かに費目の上からは多少調査研究だけだという印象を与えてゐるかと思ひますが、さうな気持ちで出したのではないわけでありまして、ただ、先生御指摘のように、そのようなものではなくて、もつとしっかりしたものが用意してあればいいのではないかとこの御意見には私も同感でございます。

○堀委員 そうすると、いま医療費の一部がさういう中から出てゐるという話ですが、御承知のように現在国民皆保険ですから、この地域も国民健康保険の被保険者でしよう。そうすると、要するに、入院したりしてゐる人たちの自己負担分について何かそこで配慮したということでしょうか。この中には具体的に患者になつてゐる人たちがおりますね。疑わしい条件の者もおります。いろいろな階層に分類されてゐることを調べてみてわかつたわけですが、さういふ場合に入院治療を要する人たちもあるだろうし、さうでなくて、外来によつて処置をされる程度の人たちもあるだろうが、現実にはいまビタミンドの大量療法が非常に多いということならば、さういふことによつて、ごく疑わしい者についてもおそらく積極的な対策が医療上はとれるだろうと思ひますが、さういふ部分について何か五万円の打ち切りのものが出たというふうなことが何か書いてあるのをちよつと見たのですが、もしさういふことをやるというのなら、中途はんばでなくて、入院費の半分の部分については見てやるとか、あるいはさうなれば国民健康保険のその財政は小さな財政でしようから、長く入院しておれば今度は国保財政そのもののほうに負担がくるだろうから、国保財政に対しては何かの協力を国はやるのか、少なくとも

も本来あなたのほうの所管内でやれる医療対策だけでもまず先に完全にやつていいのではないかと。病氣には間違いないのです。何の原因で起きていると病氣には間違いない。その病氣は患者個人の不注意で起つたのではなく、社会的な条件によつて起つたのだから、それについては社会的な責任において国がその負担をいたしなうというところは当然だと思いますが、どこまで行なわれておりましたか。

○松尾政府委員 ただいまのイタイイタイ病患者の方々につきましては、いわば要入院や要治療が七十三名、それから要観察が百五十三名ほどおられるわけでありまして、県と市と国の費用というこの三つを合せて最も有効に使つていきたいという趣旨でございます。たとえば、いま御指摘のように、国保の一部負担について、その費用を負担するということ以外に、患者さんの現実の病状から見まして、御承知のように、低カルシウム、低栄養といふようなことも言われておるわけでございまして、したがって、さういふような栄養の摂取といふことにも使つていただけるものである。あるいは、この治療研究につきまして、かなり熱心な研究も行なわれております。たとえば金沢大学等では、より専門的に、患者さんを引き取りまして研究をしたい。これはまた、ほかの患者さんのためにも非常に役立つのではないかと。さういふ患者さんの輸送費でございますとか、さういふものも考えたわけでございます。それから、要観察の患者、いま直ちに要治療という状況ではございませんけれども、引き続き観察をしなければならぬ、さういふ方々に対しては、レントゲンとか、血液の検査も、その費用からやつてほしい。さういふことで、私どもの公害課長が暮れの最後のころに参りまして、地元の方々とお会いいたしました。さういふ形で、単に治療費の一部負担であるといふような消極的な面にとどまらず、できるだけ前向きにいろいろな対策がござますようにという配慮のもとに行なつたつもりでございます。

その結果といたしまして、従来、要治療患者が七十三名というように診定されておつたのでありますが、現実にはその段階で治療を受けていた人といふのは十数名しかいなかった。まことに私ども残念であつたのでありますが、ただいまのさういふいろいろな諸般の措置を講じ、また、県のほうからも非常に熱心な個々の指導をいたしまして、ただいまのところは、七十三名の方が全部、それぞれの治療を受けておられるというところまでまいりましたことは、私どもといたしまして、一歩前進したのではないかと考へております。

○堀委員 とりあへず、医療対策及びさういふ日常生活上の便益の問題について、これは、私は、厚生省として、ひとつ遺憾のない処置を講じてもらいたいと思ふのです。さういふのは、一応、予算に計上して、予算が切れたらおしまいですというところになつたら困るのです。問題の性格は、ですから、どうかひとつ、その報告がออกมาしたら、私、また報告を十分拝見をして、大臣、さういふ御出席いただいて議論をしたのでありますが、本日のところは、まず、いま私が申し上げたような現在起きている事実に対して、国として果たさなければならぬ責務だけは、私は、やはり万全を期して果たしてもらいたいと思ふのです。あとの、原因がどこからどう来たから、それはどうするかというものは、これは別の問題で、私、いま多賀谷委員の話の聞きながらさう思ふのですが、いまの根本的な重要な問題は、さういふことが起きないようにするということだろうと思ふのです。私、いまの水道問題を非常に重要だと思ひますのは、これは、水が浸透して井戸水からくるといふだけではなくて、この地域の土地の中には、すでに何回か水害が何かが起きて相当の土砂が流出しておりますから、土地の中にもうカドミウムが相当にあるのだから、もし問題のない水がきても、その土地の中にあるカドミウムが溶け込まないという保証はないだろうと思ふので、私

は、やはり問題のない水が飲めるような条件くらいは考えるべきじゃないかと思うのです。

私は、ちよつとこれに関連して、日本の水の問題というのがたいへんなことになりつつあると思うのですが、私も阪神間に住んでおる者は一体どういう水を飲んでゐるのかといつたら、京都市の皆さんが水洗便所を全部流した水をこして飲んでおるわけですよ。

〔宇野委員長代理退席、委員長着席〕

一体私はこんな、片方で文明国だの、世界第三の飲工業生産だのなんていつて、あそこにおる何百万という住民が、上流で流した排水の水をろ過して飲まなければならぬなんて、文明の世の中で考えられないほど無神経なことが実は行なわれておるのですよ。私も、やはり当然琵琶湖から、飲料に要する水ぐらいいは、そういう排水の水とは別個の処置として行なわれるべきだと思ふけれども、なかなかそう簡単にはいかない。だから、私は、そういう意味で、いまの問題も、これはちよつと性格が違ひますけれども、やはり水ぐらいいはまともなものが飲めなければ、憲法に保障する最低の文化的な生活にならぬのじゃないかと思ふのですよ。どうでしょう、厚生政務次官、やはり水と憲法の問題というのは、やはり水というのは、心配のない清潔な水を飲むというのが最低の文化的な生活だと思ふが、どうでしょうか。

○谷垣政府委員 淀川の水のお話は、まことにそのとおりでございます。水さえ十分に飲めないなどということは非常に残念なことだと思ひます。

○堀委員 いや、淀川だけでなく、私はただいま淀川を例に引いたのですが、いま多賀谷さんの言われたように、その点でも、憲法の規定する面から見れば、わずかな費用ぐらいい出したていいんじやないかと思ひますから、ひとつあわせて要望いたしておきたいと思ひます。

それじゃ、私は、質問の主たるものは、正確な発表がありましてからに譲ることにいたしました。どうぞ通産大臣、いまのお話を通産省の立場からぜひ具体化をしていただきたいと思います。

ら、通産大臣も御発言いただいたことですから、ひとつよろしくお願いいたしておきたいと思ひます。

○小室委員長 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 このたび発表されました厚生省の研究班の発表につきまして、次の公害委員会で大任に出席を求めているとやりたいたいと思ひます。

そこで、これは先般の予算分科会で、公害基金の設立、これをいまやろうと考へておる、五月、六月ごろにやろうという目途を持っておるんだ、こういう言明がございましたが、現在どういう動きをなさつておるか、この中間報告をまずしていただきたいと思ふのであります。これは大臣にひとつお願いしたいと思ひます。

○椎名国務大臣 これは、そういう方向でものを考へていきたいということを申し上げたのでございまして、これから業界のほうに働きかけて実現の方向に問題を進めてまいりたい、こう考へております。

○岡本(富)委員 この問題はすいぶんやかましく言われまして、そこまで考へてこられるようになったわけですが、ひとつ強力に働きかけていただきたい。聞くところによると、政務次官の藤井さんが一生懸命がんばつてくださつておるといふことも聞いて安心しておりますけれども、特にこれはきようは要望しておきます。

次に、イタイタイ病の問題につきまして、今度科学技術庁から予算が出て、通産省と厚生省の共同研究、こういうことでいまやっておりますけれども、若干心配な面が一つあります。それは、西家鉱山保安局長の言明によれば、これは今度は予防の面からこの調査をしておるのだ、こういうふうなお話がありました。予防という美名に隠れて、そして厚生省の結論に対して反駁を加えよう。一つの例をいたしましては、かつての阿賀野川の問題がございまして、これを私は非常におそれておるわけでありまして、そこで、その一つのあらわれをいたしまして、今度の調査は第一日目が

三月二十五日。共同研究の共同という趣旨がみごとに破られた一日であつたと、こういうふうに言つてゐる人があります。これは、ちよつとそのときは、神岡鉱業所がストだったわけですね。そして、そのストを理由に厚生省と別行動をとつた。

厚生省のほうでは、一緒にやらなければならぬというわけで、通産省に協力を求めたのですが、なかなか協力できないので、本省のほうに電話をして、そして厚生省の本省から通産省の本省に連絡がついて、初めて行動が一緒になった、こういうふうなことを調査をしてゐる人がいます。大衆は愚にして賢なり、壁に耳ありといふことを言いますが、最初からこういうふうにこの共同研究がそこを来たすようでは、私はほんとうに心配であると思ふのですが、西家さんにひとつ、これは今後についてもまたその当時の状況についてもはっきりしてもらいたいと思ひます、大事なことです。

○西家政府委員 先生御指摘の共同研究でございますが、これはあくまでも今後の予防対策に資するため、河川の中におけるカドミウムの状態をより一そう明らかにしたい、こういうことでやつておるものでございまして、厚生省の今回の四月上旬に発表されるところの結論を引き延ばそうという意図は毛頭ないのでございます。それから三月二十五日の件でございますが、実は、私はその件、ただいま初めて先生から承つたことでございまして、現地のいざこざの状態につきましては、実はまだ存じ上げていないような次第でございます。詳しく関係者からいきさつを聞きまして、善処したいと思つておりますが、今回の共同研究につきましては、三つ項目がございまして、そのうちのひとつは、厚生省、通産省の共同研究、あとの二つにつきましては、全体として共同研究でございますけれども、通産省が受け持つ、こういうことでやつておるわけでございます。中央におきましては非常に密接な連絡のもとにやつておりますので、今後そういういざこざは起こらないとわれわれは確信をいたしておりますけれども、なお

二十五日の事情につきましては詳しく調べていただきたい、かように考えます。

○岡本(富)委員 同じ川の水を同じ時間に同じ場所ですつたその答えというものが、若干発表されておりますが、これは井田川の高善寺橋、神通川の有沢橋、あるいは神通川の小泉橋、ここにおいて同じ時間にとつた水によつての検査の結果が通産省と厚生省との差がある、こういうことも出ておりますが、この点については私は思ふのです。ただ研究班にまかしておかず、もつともつと陣頭指揮をとつて、この人命の問題について説明をし、また予防もする、そうしなければ、また起こつてくるところのこの被害の予防というものはできない、これを私は強く感じたわけですが、これに対して西家さんから答弁をお願いしたいと思ひます。

○西家政府委員 昨年の夏以来の河川の水質の調査でございますが、厚生省とともに同じ資料をとつてみたものでございまして、詳しい資料は、まだ全部の突き合わせが終わつておりませんけれども、私、直接拝見したところによりますと、若干の誤差もございまして、通産省のほうが多く出たり、若干その幅はありまして、完全な一致を見ていないところもございまして、大体におきましてこれはそう問題となるほど大きな差がない、こういうふうにわれわれは考へておる次第でございます。

○岡本(富)委員 あなたはまだこの問題について全部の報告を受けてないかも知れないのです。これは参考までに申し上げますけれども、通産省のほうでは酸性、それから厚生省のほうでは中性よりやアルカリ性、こういうふうに出てゐる。したがって、私はこの問題についてもあなたに申し上げたいことは、もう一ぺんよく厚生省側と打ち合わせをして——せつかく多額の金をかけて調査し、また研究もしようというのに、その基本のところから、最初から両者にそういうふうな

相違があるということでは、私は今度のほんとの共同研究というものがおかしなところと思うのです。これは西家さん、この点について厚生省とよく連絡をとって、次の調査についてのプッシュと申しますか、あるいはまた研究の方向について指示をなさるか、これをお答え願いたいと思います。

○西家政府委員 御意見に従いまして、そういう食い違いのないようにしたいと思います。

○岡本(富)委員 そこで、現在川の水の拡散調査で、ウラニル塩を流してその状況を判断をしておる。ところが、そのウラニル塩とカドミウムは比重が違ふ。なお、戦時中あるいはまた戦後、特に戦前、戦時中においては軍の命令で乱掘をして、そうしてたくさん流した。当時のこの付近にいた人たちは、川に白い水が一ぱい流れて、魚が浮かんできた、こういう目撃者がたくさんいるわけなんです。したがって、当時の状況を調査するにつきましては、現在の川の状況も変わっているわけなんです。ダムができたという点についてどう考えるか、西家さんからお答え願いたいと思います。

○西家政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。過去の状態の再現ということとはなかなかむずかしいこととございまして、現在と昔の水とは確かに違っているのじゃないかと、かように考えておる次第であります。

○岡本(富)委員 そこで、現在、昭和二十二、三年からダムができたとして、この対策については、飯山側でも考えておりますけれども、戦前あるいはまた戦時中、あるいは三十年、三十三年、この付近に調査された小林教授あるいはまた萩野博士、この人たちが一番当時のことをよく知っていらつしやる権威者であると思うのです。したがって、このイタイイタイ病の対策については、これから追跡する人よりもさらにいままでも研究された人たちの意見を大きく尊重したほうが私は対策として非常にいいのじゃないか、こう思うのですが、このお二人の意見を大きく尊重するかどうか、これについて西家さんからお答え願いたいと思

か、これについて西家さんからお答え願いたいと思

○西家政府委員 通産省といたしまして、戦時中、それから戦後にしまして、一応あらゆる限りのデータをもちまして、現在そのまゝと申しては、厚生省のほうで、先ほどの両先生を含めた調査団ということで、組織的に調査をやっておられるわけとございまして、これらの調査結果はもう間もなく出るというところとございまして、われわれのほうにも見せていただくということになっておりますので、その調査そのものはもちろんこれは尊重いたしまして、十分検討いたしまして考え方を出した、かように考えております。

○岡本(富)委員 先ほど大臣から、要するに今度のイタイイタイ病あるいは公害の主犯について疑わしい、あるいはまた、その主犯であるかもわからぬ。今度の発表によりますと、やはり大半が、このイタイイタイ病の問題は、神岡鉱業所の排出したところのカドミウムであるというように言われるけれども、自然界のものがあるから、その寄与限度についてはわからない。そうすると、たくさんある被害者が出ましたが、その人たちが、たゞ見れば、このカドミウムは、また流出したところの会社というものは、犯人であります。たとえば、人殺しをした犯人に対しては、徹底的にこれは調査して、糾明していくのが普通であります。今度の通産省側のやり方について、こういう面がある。それは、今度の調査について、通産省の調査班が神岡鉱業所の車に乗って向こうの方面と一緒に調査に回っておる。たとえば、これはちよつとおかしいと思ひますけれども、犯人の主犯であると思われる人の車に乗って調査に行つて、ほんとうの調査ができるかどうか。私はこの面については現場の写真もと、全部調査を終わらせております。こういうことでほんとうの今度の原因調査ができるかどうか。この点について、大臣、どうでございませうか。

○推名国務大臣 いま初めて伺うわけですが、ま

あ、ああいう不便なところとございすから、なかなかタクシーを雇うとかあるいはその他の車を

○岡本(富)委員 いま、不便なところですからタ

○推名国務大臣 いま飯山保安局長からちよつと

○岡本(富)委員 この問題はひとつあとよく取り

が、地元神岡ニースという新聞によれば、飯

業所の篠原さんという次長が、神岡を守る会とい

○岡本(富)委員 なおその上に、もしもイタイイ

○西家政府委員 ただいまお話をいただきました

一五

て総理は、人命を軽視したような経済成長は、これは健全な経済ではない、こういうふうに言っておりましてけれども、両角さんの考えはどうでしょうか。

○両角政府委員 お話にございますように、イタイ病の補償問題につきましては、人命にもかかわることでございますし、現に患者の方も苦しんでおられるということでございまして、われわれとしてもできるだけ早く、できるだけ公正な補償問題の解決ができることが望ましいということと、毎日さような方向で考えておる次第でございます。

○岡本(富)委員 過去の外国の参考文献なんかを見ますと、アルミ工場に働いている人には非常に骨折が多いとか、そういうような文献もあるわけですから。そこで私はこの一つの問題をとらえて、通産行政のあり方として、やはり企業を守るのも大切でありますけれども、この一つのことと社会不安を起すようなこととは相ならない。したがって鉱山側に対して、そういうことがあったか、なかったか、あるいはまたそういうことがあればいけないじゃないかというように取り締まり官庁として意見を言い、また指導していくのが大切ではないだろうか、こう思うわけでございますが、通産大臣はどうでございますか。

○椎名国務大臣 もちろん企業の育成も大事でございますが、それが社会不安というか、そういういたようなものと抵触する場合には、企業育成というものにおのずから限度があるということを考えなければならぬと思います。

○岡本(富)委員 いま私が質問いたしましたのは、この企業に対して、そういうような住民を扇動してそして原因追及に対してはぐらかすと申しますかこの問題をいかげんにしていこうという考えを捨てさせて、そしてこの問題ははっきりして、払うべきものは払い、また助成してもらおうものはしてもらい、こういうすっきりとした態度にしたほうがいいと私は思うのですが、通産大臣から関係の両角鉱山局長に対して、この神岡鉱業所に

対してそういうことをしないように、そういううわさを出されるようなこともしないように、こういう注意はできるでしょうか、どうでございますでしょうか。

○椎名国務大臣 それはもう私から注意するまでもなく、通産省としては、まず企業育成も大事でございますし、社会の福祉を犠牲にするというふうなことは、これはもう絶対やれないこととでございます。平生そういうふうに言い聞かせております。

○岡本(富)委員 平生言い聞かしたのだしという話であります、すでにこのニュースは三月二十二日金曜日のニュースです。いま、すでにそういうように発表され、また神岡を守る会なんというものもつくつたりして富山県に圧力を加えておるこの問題に対して、あなたが直接お話しなさるといふのもおかしいでしようから、両角さんを通じて企業に注意をすることができるといふのか、ということをお願いしているのです。どうですか。

○椎名国務大臣 可能でございます。

○岡本(富)委員 時間もおそくなりましたから、きょうはこれくらいでおきまして、今後再び答えと、またりっぱな研究によつて日本の将来を守つていく、また公害をなくしていく、こういう面に入力を入れていただきたい、これを最後にお願いたしましたして終わります。

○小室委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 本日は商工委員会におきまして国政一般について、幸い大臣も出てくれましたので、審議をすることになったわけでありましたが、主としてイタイ病の問題についてでございますが、私は先般の地方行政委員会におきまして自動車取得税の問題につきまして、でき得れば商工委員会との合同審査をお願いしておいた関係もございまして、自動車取得税につきまして簡単に質疑をさせていただきたい、かように存じます。

そこで、主として細田政務次官にお伺いしながら、関連いたしました大臣並びに参考人にお伺い

をしていきたいと思ひます。

自動車取得税でございますが、建設省所管の道路整備五カ年計画六兆六千億を見ましても、漸次比重は国道から地方道のほうに移りつつあるといひますけれども、いまだに十分でないと思ひます。ことに市町村の道路につきましてはこの感が深いわけでありまして、ましていわんや地方の自主財源の要請は非常に久しくいわれられていることとございまして、地方道の道路目的税と申しますか自主財源を付与することにつきましては、われわれも非常に熱意を有するものであります。しかしながら、だからと申しまして、そのものが直接自動車取得税につながると考えることは早計でありまして、このことについては、また自動車取得税の創設の可否についての論議を必要とすると思ひるのであります。したがって、さような意味におきまして、府県、市町村を通じて道路全般の行政を主管いたしております建設省並びに自動車産業の育成をやっております通産省、この商工委員会並びに建設委員会の合議があつてしかるべきではないか、こう思ひますが、さて自動車の取得税につきましては、そういうような意味合いから、当初自治省におかれましては燃料課税を財源にしてやつていきたいという立場から、軽油引取税を約二割、地方道路税を約一割引き上げることにによりまして三百億前後の財源を獲得した

い、こういうように企図されたわけでありまして、かかる税はそれぞれ物価にはね返ることをおそれられまして、最後には、担税能力をこの程度お持ちいただいているだろうという意味合いから自動車の取得税に踏み切られた、かような説明をされておりますが、この点はいかがでありますか。

○細田政府委員 お答えいたします。地方の道路財源、特に市町村道の道路財源の付与ということにつきましては、長い間の地方からの要望であり、また国全体からも何とか考えなければならぬといふことはお説のとおりでございます。私どもといひましては、当初ガソリンあるいは軽油に対する

課税を増徴いたしましたして、それを地方にも分け、これが道路の利用というふうなことで最も直接的に結びつくいい方法ではないか、かように考えるわけでございまして、そのような案を自治省としましては要求をいたしましたわけでございまして、ただいま御指摘にございましたように、燃料課税は直ちに運賃の問題に響く、一方物価の面からいたしまして、公共料金の抑制ということとは大きな国の命題になっておりますので、やむを得ず別の財源を求めざるを得ない、これが今回自動車取得税を創設するに至つた経緯でございます。おっしゃるとおりでございます。

○玉置委員 道路目的財源としては、走行距離に相応いたします燃料税が一番望ましいんだといふことは、ただいまの御説のとおりでありまして、物価の値上げを考慮して、当今一番重要な課題でございますので、これを避け、取得税に転嫁した、こういうことであります。それならばトラックあるいは営業車、バス、タクシー、こういうものを課税から除外しなければ論理が一貫せぬと思ひますが、どうでありますか。

○松島政府委員 御指摘の点でございますが、燃料課税は、一番道路の使用実態に即応いたしますけれども、ただいま政務次官からもお答えいたしましたような事情から今回それをとらなかつたわけでございます。

しかし自動車取得税にいたしましたとしても、やはり道路の使用ということを念頭に置いて納めていただくということが適当ではないかと思ひます。そういう点から申しますと、トラック、バスあるいは営業用自動車というものは、むしろ一般の自動車よりも、使用の実態から申しますと、一般的には使用度が高いといふふうに考えられます。ただ、それだからといって、こういうものについて特に税率を高くするといふようなことは、また別な面からも妥当性を欠く問題がござい

ますので、同率といたしたものでございまして、私ども承知しておりますが、普通のガソリン税より

も重油のほうが安いのです、世界的に比べまして。自動車の道路を破壊するのはむしろ逆のほうなんです。これはまあきょうまでのいきさつからそうなっているんだと思います。こういうこともありまして、いまおっしゃったような論理にはいさかねると思うのです。

政務次官にお伺いいたしますが、やはりあなたのほうの地方行政における答弁を見ましても、物価にはね上がることをおそれ、担税力をこの分くらいは自動車をお買いになる方々はお持ちになつてゐるんだから、ごしんぼういただきたいというところでこれに踏み切りましたというように御説明されておりますが、そうじゃないのですか。

○細田政府委員 営業用自動車については、自動車取得税を上げても、やはりそれだけのコストが上がるのではないかと、ガソリン、軽油を上げるのと同じといひましようか、まあ程度の問題でございしますが、コストはそれだけふえるのじゃないか、これは全くお説のとおりだと思ひます。でありますればこそ、実は成案を得ますまではそれらの点も考慮いたしました。しかし燃料課税の場合と料金にはね返る度合いは違ひます。これは自動車取得の問題と燃料とでは雲泥の相違があると言つてもいいと思ひます。燃料課税の場合には、これは一キロ動かせば一キロかかるわけでございますから、これは直ちにコストに全面的にはね返る額も大きくなる、こういうことでございす。今回の自動車取得税程度のものであれば、直ちに公共料金とかバス、トラックの認可料金の値上げには響かない。しかし、そうでなくても苦しいですから、いろいろ交通を業としておりますところでは、そうでなくても赤字が多いんだからこれは困るんだ、こういうことを申し上げておることは、私どもは十分承知しておりますけれども、その度合いは、これをやつたから直ちに運賃値上げをしなればならぬという程度ではない、率直に申しまして、実はかように考へてゐるわけでございます。それと、反面から申しまして、自動車取得という流通課税でございまして、しかも道路を

利用するという側から考えると、いま税務局長が申しましたように、自動車を取得するという行為そのものについて業界のものだけ下げるといふことは理屈が立たない。一方のコストの面からいふと、若干はとにかくふえる。こういうことでございすので、そういう点を加味いたしまして、同率の税率で課税をする、こういうことに議論の末踏み切つた、かようなわけでございす。

○玉置委員 燃料課税よりも、比較すればこれのほうが低いとおっしゃることはよくわかりますが、しかしながら京都におきましても、トラックあるいは営業用のバスはたしかパーセンテージを下げておつたと思ひます。あなたのほうが地方行政でお答えになつておりました、これだけの担税力は持つていただいておるといふ意味で、ひとつしんぼうをいただくのだという答弁からすれば、営業用にはそういう意味が全然なくなるのじゃないか。それを持つて営業をするだけであつて、トラックでその人が乗つて回らうという担税力はないわけでありす。そういう点におきましては、これは一考を要すべき問題だと思ひます。が、将来課税の実績その他を見て、免税点その他について来年度は考慮することになるわけでありす。諸般の事情を考慮して、そういうものも将来再検討する要があると思ひますが、どうでありすか。

○細田政府委員 自動車取得税は、今年初めて新設するわけでございまして、今後実施上もいろいろな問題もございすから、いろいろな角度から検討を要する税であることは確かであると思ひます。と申しますことは、本税を創設するにあたりまして、各方面、各般でいろいろ議論がございまして、そういう点を全般として検討しなければならぬ、かように思つておるわけでございます。これは省略いたしますが、ただこれは、ただいま申し上げましたように、あらゆる角度から検討しなければならぬ、かように思ひますのでございまして、いま直ちに事業用と自家用との区別をすべ

きであるということまで私が申し上げることは、まだ実は早計ではなからうか。いろいろな点で検討しなければならぬ点が多い、かように考へておる次第でございまして、そういう方向で考へたい、かように思つておる次第であります。

○玉置委員 トラック、バスが七月一日からいよいよ取得税がかかるというので、聞きますところによりますと、いま生産者に注文が殺到しておるといふのが現状であります。したがつて、そんなに響かないということでは決してございせん、そういう実態から見まして。

それからもう一つ、いまお話しになりましたように、自動車の問題は、安全の問題であり、輸出の問題であり、産業の問題であり、物価の問題といふように、あらゆる角度から検討しなければならぬことは事実であります。そういう意味では、私は、今度急遽自治省がこれを取り上げたといふところに、まだあらゆる検討ができていないと思ひます。そういうような意味で、こゝ一年間の実績を見まして、ひとつ十分に検討を願ひたい、こう思ひます。

なお、自動車には国税、地方税、あらゆる税が課せられております。資産税としても、あるいは燃料税も課せられておるわけでありす。一体今度おかけになりました税の性格はどういう性格であると思ひますか。

○松島政府委員 この税の使用の形態から申しますと、道路に関する費用に充てることとしておりますので、目的税といふふうになるわけでございますが、そういう点を離れまして、課税の側面からとらえますと、自動車の取得という事実のうち担税力を見出して課税をするといふことでございすので、不動産取得税などと同じ一種の流通税といふふうに考へております。

負担がかかるかどうか、生産者にかかる場合あるいは販売業者にかかる場合があり得ると思ひますが、そうなつた場合はこれをもう一度再検討する考へがあるかどうか、政務次官からお答え願ひたいと思ひます。

○細田政府委員 この法律は、申し上げるまでもなく、自動車を取得した人からいただくわけでございます。その税金は、もちろん取得者から取るわけでございますから、それはそれで一本筋が通つておるわけでございます。いま先生のおっしゃいますのは、そういうものがどう転嫁していくか、ディーラーに転嫁するかもしれない、あるいは生産者に転嫁するかもしれない、こういうものをどうするんだ、こういうお話ではないか、かように思ひます。

税の転嫁につきましては、これは私どももむづかしい理屈はわかりませんけれども、各種の税につきましてもいろいろの場合がございす。したがつて、今後新設される自動車取得税がいかなる形になつていくか、これは私どもとしても相当検討いたしたわけでございますが、実際は、やつてみないとどういふかつかうになるかということにつきましまして、これはだれもわからない。ただ、いま税としてはあくまでもそういうことで、転嫁の先の問題も十分考へていくということ、私が申したあらゆる事情を考へて中へ入れるということではなからうか、かように思ひます。そして国全般としての自動車に対する政策あるいは物価に対する政策といふものをどう考へていくかといふこと、それの一端として考へるわけでございます。転嫁の問題はほかの税金についてもいろいろございす。ですから、非常にむづかしい理屈もあるようでございます。率直に申しまして、さように考へておるようなわけでございす。

○玉置委員 その他一般の税の転嫁という間接税の問題になればむづかしいと思ひますが、私の言わんとするのは、転嫁だけじゃなくて、自動車

取得税が取得者そのものにかからず、この激烈な競争場裏にありましては販売業者あるいは生産者、その幾分かかるのが多いのじやないか。そうならば、そのときはこの税の目的が違ってくるのでありますから、先ほども申しました国税の物品税の値上げと同じような負担を持ってくるわけでありまして、そのときにはお考え直しになるかどうかというのを聞いておるのです。

○細田政府委員 一応税務局長からお答えをさせて私が申し上げます。

○玉置委員 これは政治的な配慮でありますので、局長はものをよく知っておいでになるけれども、お気の毒ですが、ひとつ政務次官からお答え願いたい。

○細田政府委員 私どもは、ディーラーが税金を納められるとか、生産者が税金を納められるというふうには考えておりません。あくまでも取得者が税金を納めていただく、これはもうはつきりしたたてまででございますし、そのようにやってもいい、こう思っておるのでございます。ディーラーが納めるということはないわけでございます。現実的な話でございます、先生のおっしゃっておりますのは、それだけ値引きをせざるを得なくなるのではないかと、こういうお話ではなからうか、かように思うわけでございます。したがって、この問題は税の転嫁の問題である、私はかように存じておる次第でございます。したがって先ほど申し上げたようなお答えをした、こういうわけでございます。

○玉置委員 中古車の例をとって申し上げます。中古車に税をおかけになるのはどういうようにしておかけになるのですか。局長からお答え願いたい。

○松島政府委員 課税標準は法律にございますように、取得価額に課税をするということにしております。取得価額は、現実の取得価額を基礎にいたしておるわけでありまして、特別の事情があったその取得価額がない、たとえば無償で取得したという場合には、一般の、通常の取引価額

によることといたしておりますけれども、原則的には、いま申し上げましたように、取得した現実の価額を基礎にして申告納税をしていただく、こういうことになっております。したがって、中古車につきましてもそういう原則に立って処理をいたす考えでございます。

○玉置委員 局長にお伺いいたします。

千差万別の物を申告納税というだけでは事実上いかにぬてるのです。したがって、中古車の耐用年数その他いろいろのものをいれまして、事実上認定標準というふうなものをこしらえなければ、手続が非常に煩瑣であり、しかも、不公平になるおそれがあります。そういうものは事実上どうされますか。

○松島政府委員 現実の処理の問題といたしましては、ただいま御指摘のございましたように、中古車の値額と申しまして、取引の場合場合に応じましていろいろにわたりますので、なかなかむずかしい問題があるかと思ひます。私どもとしては、納税者と課税団体との間に無用のトラブルを生じないような措置は考えていかなくちゃならぬと思っております。いま考えておりますのは、新車価格を基準にいたしまして、法定耐用年数を基礎にいたしまして減価償却をいたしたといたならばどれだけのものかということを一つのめどといたしまして、それ以上の価額で申告されます場合には、これはもう問題にする必要はないというふうに考えております。それ以下の価額で申告されます場合も取得価額を原則にするのがたてまででございますので、そのことについて十分な説明のつくものであればそれをとっていい、こういうような形で一応のめどは、法定耐用年数を基礎にいたしまして減価償却額を控除したものを一つの基準にいたしてはどうかというふう

に考えております。

うことを先ほど言おうと思つたのです。そういう場合は、原則は、創設するときの皆さんのお考えは、どこまでも取得者からいただくんだ、こういうおつもりでやっておいでになるわけでありまして、この転嫁というものの考え方にいろいろありますけれども、法の目的のとおりにいかにくかたならば、私は違う考え方があり得ると思ひます。たとえば電話債券のような、これは議論もあつたわけでありまして、これこそ取得者そのものからいただくことになってまいるわけでありまして、その点一年間やってみるわけでありまして、ひとつみんな議論をしていきたい、かように思ひます。

○細田政府委員 中古車につきましては、実はこの法律案を立案いたします当初から非常に議論のあつたところでございます。また衆参両院の地方行政委員会におきまして、この点についてはいろいろな角度からいろいろ御議論がございまして、たいへんむずかしい問題があるということ、それはそれだけの議論を生んでおる原因だろと思ひます。衆議院の地方行政委員会また参議院の地方行政委員会でもそれぞれ附帯決議がございまして、「自動車取得税の免税点等について、検討を加え、とくに免税点については、明年度においてその引き上げをはかること」といういわばやや異例のような附帯決議がございました。自治大臣も衆参両院のこの附帯決議につきましては、十分御趣旨のあるところを尊重いたしまして、このお答えをいたしておるわけでございます。このことはいまおっしゃいましたようなことが前提になり、議論をされた結果こうした附帯決議が行なわれたものと私も承知いたしておるわけでございます。その点を御了承いただきたい、かように思ひます。

○玉置委員 さらに追い打ちのような感じで恐縮なのですが、ことし地方自治体側から四百五十億円国が借りることにして、一応従来の問題はケリがつけられたわけですか。私は、その四百五十億円借りなければ、地方自治体に渡しておいて、それ

を地方の道路の目的財源に使えば、こんなにあつた、ことに議論が十分に尽くされてないものを、まあまあやってみてから皆さんでひとつ御議論をいただきますというところにならなかつたんじゃないかという感じがいたします。いま政務次官からお答えのありましたとおり、各般の問題の非常に多いところでありまして、おやりなすつてから十分皆さんで検討し、そして国会でも議論を尽くしてやっていきたい、こう思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○細田政府委員 私があらためて玉置先生に申し上げるまでもございませんが、自動車産業は輸出産業としても非常に重要な産業でございます。また日本の産業界全体に占めておる割合、そういうものも非常に重い使命を持っておるわけでございます。かたがた自動車に対する国民大衆の要望というものも、私どもよく承知しておりますし、考えなければならぬと思ひます。また、自動車を手段といたしましていろいろの仕事をやっております。特に交通関係の業者、あるいは料金関係、そういういろいろの問題が一方にはある。当然考えなければならぬ要素がございまして、私どもは、片方で道路財源の確保をはかりつつ、そういうものもひとつ十分考へて善処しなければならぬ、かように実は考へておまして、ただ通りさすればいいのだということを決して考へておるものではないでございます。その点十分御趣旨のあるところは考へていきたい、こう思つておるわけでございます。四百五十億云々の話は、申し上げますとまたいろいろございまして、特に申し上げませんが、これはまたこれで別の議論がございまして、金がそこにあるからという議論にはどうも同調いたしかねるわけでございます。これは問題がさらに根本的な地方財政の問題になりますので、申し上げるのを差し控えていただきたいと思います。

○玉置委員 そこで、新車でございますが、新車の課税について局長からお伺いしたいと思ひます。御承知のとおり通産省は、東京都におきまして

なつても同じですから、十万円の場合だけ特にそうだと限定しない。これは交通安全にどうかという御意見ですが、私は傾向としてはそういうことは交通安全の立場から望ましくないとは言えますし、やはり整備して満足な車で動かしてやらなければならぬことは、これはこれにかかわらず、やはりどうしても守つていただかなければならぬことである、さように思うわけでございます。問題はしかし、そういう傾向があるじゃないかということについては、率直にこれは整備は別にしてもらわなければいかぬ、こういうことになるから、それだけとはかく傾向としてはマイナスじゃないかということについては、それはそのまま認めざるを得ないと思います。そういう問題も含めまして、免税点については考えなきやならぬ。そのほかにもたくさん実はいろいろ問題がございますが、これについては今後ひとつ考へるといふよりも、引き上げをはかるということとこれを尊重することになっておりますので、十分そういう点もあわせて考えたい、こういうことでございませう。

○玉置委員 傾向としてというよりも、若干でも傾向があるとすれば、これくらい自動車交通安全をやかましく言つておる時代だから、万が一でもそういうことのないような方向に行政というのは進めなければいかぬものである。そういうことを若干でも予見されるような行政をやつておるといふことは、私は地方行政だけの問題じゃないに、国の問題としても非常に大きい問題だと思ひます。このことは十分次には検討されて免税点を引き上げることになっておりますので、ひとつ十分な御配慮をいただくことにいたします。その次であります、どの新聞を見ましても、当時取得税の問題がやかましくなつたときに、自動車の台数の把握が非常に協会と政府のほうとで違つておるというように書かれておりますが、「自治省は自動車保有台数の伸びを年率一八パーセントとした場合、平年度の税収は四百二十億円、四十三年度は自動車の取り引き台数が四百四

十五万二千六百九十台(うち新車二百六十万台)と見込まれるので、七月から実施しても三百五十五億は堅い」としている。これに對し他の各省庁は、四十二年でさえ新車の取り引き台数は三百二十六万台という自動車工業会の調べを取り上げ、自治省の見積もりは過小であり、相当多額の税収が見込まれる以上もう少し慎重に検討すべきだとして「云々」と書いております。これは各新聞社がこういうふうに取材しております。こういう点から考えまして、自動車の台数を自治省が最終的に把握されたのは一体どういう根拠であり、これに對して工業会はどういうようにごらんになりま

○松島政府委員 自動車の、特に新車の課税台数の問題につきましては、何ぶんにも初めての税でございまして、その途中におきましては実際の把握に十分じやなかつた点がございませう。しかし逐次新しい資料によつて修正をしまひました。現在見込んでおりますのは、運輸省が自動車登録関係の予算の基礎に使つております新規登録にかかわります、あるいは軽自動車につきましては届け出であります、その見込み台数を基礎として算定をいたしております。ただ、軽自動車のうち、軽四輪乗用車につきましては、そういう推計方法によりましてきつめて低い数字になりますので、四十二年の実績もほゞ出ておりますので、それらを基礎にいたしまして修正をいたしております。一応私どもが見込みました新車の台数は、自動車において二百三十二万九千台、軽自動車において九十六万四千台、合わせて三百二十九万三千台を基礎にいたしております。これから、非課税等の問題もございませうので、若干のものを、非課税率を落としましたものを課税見込台数にしてありますが、基礎になる数字はいま申し上げたものでございませう。

○櫻井参考人 業界側といたしましては、四十三年度の需要の見通しにつきまして、政府の策定いたしました経済諸資料を基礎にいたしまして、回帰方式による需要の見通しを立てたわけで

ございませう。もちろん各社、各企業が今年度生産する生産計画も別途検討を進めたわけでございませうが、一応自動車工業会、私どもとしまして策定いたしました四十三年度の国内の需要見通しでございませうが、約三百四十二万台と策定いたしましたのでございませう。

この最近の動きでございませうけれども、この三百四十二万台という数字は、まず四十二年の見通しが約二百九十万台ぐらゐになるだらうということとございませうので、約一九%ぐらゐの伸びを見なければならぬが、過去二年間の伸びにいたしまして、四十二年は前年比が二七・九%、四十一年度は二六・六%という前年比を示しておりますので、今年度は経済環境の悪化、いろいろなことも勘案いたしまして三百四十二万台、前年比先ほど申し上げたような一九%程度の伸びを見込んでおるわけでございませう。

それから、なお、この税の対象から除外される官公用でございませうが、これにつきましては私どもは一・七七%というふうな数字を策定いたしましたわけでございませう。以上でございませう。

○玉置委員 九三%の捕捉率、納税率と申しますか、これはどういふように見られたのですか。

○松島政府委員 自動車取得税の徴収率をどれだけ見るかという問題につきましては、何ぶんにも初めての税でございませうので、正直なことを申しますと、実施した後の実績を見ないと正確なことはわからないわけでありますが、一応現在自動車税につきまして九三%の徴収率を見込んでおりますので、同じような課税対象でございませうので、その率を使つたものでございませう。

○玉置委員 九三%は過去の自動車税の実績だと思ひます。自動車税は御承知のとおり納期を二回に分けております。こういう意味で、これはだいぶ変わってくるのじやないか。そこで業界のほうは、新車についてはどのくらいの納税率をお考えになっておりますか。

○櫻井参考人 私どもといたしましては、捕捉率を、自治省さんのほうは九三%という数字でござ

います、この取得税につきましては、先ほども申し上げましたように申告納税でございませうけれども、現実の問題といたしましては、登録または届け出の段階においてチェックをする、その可能性もございませうので、おそらく一〇〇%の捕捉率が期待できるのじやなからうかというふうに見ておるわけでございませう。

○玉置委員 局長、中古車の台数をどのようにして想定されたのか、その徴収率をどのくらいに見ておられますか。

○松島政府委員 中古車につきましては、運輸省が登録事務の基礎に使つております移転登録並びに中古車の新規登録というものが別にございませうが、それらの台数を基礎にいたしたものでございまして、この数は二百九十九万四千台でございませう。もちろん、このうち、たとえば移転登録で申しますと、割賦販売をいたしまして、一応ディーラー名義で登録をいたしまして、割賦が済んだ後に移転登録をするというふうなものがございませう。そういうものは、法律では割賦が済んで移転登録をする段階においては課税しないことにいたしておりますので、そういうものを除外しなければならぬ。また中古車のうち、ディーラーが下取りをいたしましたものを自己の名義でもって登録をするというものがございませうので、こういうものにつきましては、ディーラーの登録の段階では課税をしないことといたしておりますので、そういうものも除外しなければならぬというようなことで、おのおのそういうものを推定いたしまして課税の台数を出しておりますが、なお免税点を十万円と定めましたので、十万円以下のものはこれから落ちるといふ計算をいたしております。

○玉置委員 ただいまのお話を伺ひましたが、これはやつてみなければわかりませんが、ことしの景気、不景気によりまして、自動車の台数の伸び並びに徴収率、ことに徴収率に至つては新車は一〇〇%近いというのがまずまず間違ひのないのじやないか。新聞の経過を見ましても、新聞で報道しておりますのは、最初に二・五%ぐらゐの

税率にしようといういろいろな話もありましたように伺っております。これは九三%の徴税率のいかんにもよるわけでありまして、そういうふうな意味で、やってみて九三%というのが一〇〇に近いというふうなことになるれば、これは免税点をうんと上げるか、税率を下げるか、いろいろなことを一年間かかって考究していかねばいかぬと思ひますので、その点ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

そこで大臣、長らく待つていただきまして恐縮だったのですが、わが国の自動車産業が過去相当な実績を示してまいりまして、ことに輸出に至つては、現在造船ですか、に次いで二番目だ、こういうふうにいわれております。しかして、自動車産業というものの輸出は、国内需要が伸びれば、その上の頂点として、氷山の一角と申しますか、底辺にそれだけの幅がなければ伸びていかなことも事実だと思ひます。こういう点から考えまして、これから自動車産業を育成していかねばならぬのです。細田自治政務次官からの地方行政におきます答弁その他伺ひまして、あゝは自治大臣と私たちがよく会ひましてお話をしまして、自動車が多くなり過ぎたんじゃないか、交通安全上困つたものだ、自動車会社はもうけておるじやないかというように、急速に伸びた産業であるために、日本の国内からはそういうふうに見られますけれども、アメリカの自動車会社等から見ましたら、ほとんど二十分の一に近いほどの資本であり、売り上げもその程度だと思ひます。わが国は産業立国と申しますよりも貿易立国で一億人の人間を食へさせ、その生活程度を上げていくためには、どんなことがあつても輸出を伸ばさなければいかぬという大命題があるわけですが、そういう点から考えて、先ほど申しましたように、自動車には各種の税が課されておりますが、こういう税を課することが、通産大臣として好ましいのかどうか、影響がないと思ひれるかどうかお答え願ひたい。

○推名國務大臣 全くわれわれが驚くように急速

に輸出が伸びておりまして、なおその騰勢は決して停滞しておらないというふうな状況でございませう。まことにけっこうなことだと思ひますが、税金の關係でこれが騰勢が鈍るだらうというふうなことをあまり私は聞いておりません。しかし、どうだと聞けば、それは税金が高いということのみんな様に言うだらうと思ひますけれども、今日客觀的に課税の問題で輸出が停滞するであらうというふうなことは、どうもあまり——それは少ないに越したことはございせんけれども、そういうふうな輸出の障害になつておるといふようなことではないと思ひます。

○玉置委員 課徴金の問題があと二週間以内に答へを出されるように伺つております。先般十カ国の蔵相會議、中央銀行の總裁會議がストックホルムで行なわれました。世界通貨の問題はあのよう不安定な安定を呈しておりますが、いよいよこれから課徴金の問題に入つてくると思ひますが、私は課徴金がE.C.の各国のケネディラウンドの繰り上げと申しますかによりまして若干変わつてはくると思ひますけれども、繊維産業その他鉄鋼等につきまして輸入制限の問題が起つております。何らかの形で私はこういう問題が起つてくるのじやないかと思ひますが、そういう当面的問題は自動車の輸出につきましてどういう影響があるか。

第二点といたしまして、自動車のエンジンの輸入という問題が、全然別個の問題でありますけれども、これに關連してささやかれておるわけでありまして、これについて大臣はどういうふうに取組んでおいくことになるか伺ひたいと思ひます。

○推名國務大臣 課徴金の問題はまだ五分五分だと思ひますが、もしこれが世界の反對の世論というものを顧みないで実行するということになりますれば、日本の輸出産業に及ぼす影響はきわめて重大で、繊維、雜貨をはじめとしてあらゆる輸出に重大な影響を与えるものとして、これは自動車産業も同じだと思ひます。その悪影響を免れ得ない

と私は考えます。それから、エンジンの輸入の問題は、これはこれとは別であります。公の權威の筋の話ではございせんけれども、課徴金を課さない一つの条件として、ケネディラウンドの繰り上げ実施、それからまた日本に対して、特にエンジンの輸入自由化に踏み切つて、そして課徴金を防止する方法等が論議されておりましたことも事実でございませう。これはエンジンの自由化がもし行なわれるといたしますと、他の部品もすでに自由化されておる。そうすると、直ちに日本の国内において自動車の完成品組み立てということになりまして、これは自動車業界だけをとつてみても、ずいぶんいろいろな問題があらますから、その問題の進行に重大な影響をもたらしてくるということになつて、これはまたたいへんに大きな——私は、ひるがえつて日本の自動車振興といった問題が根柢からくずれてしまふということになりかねない重大な問題であると考えております。

○玉置委員 大臣に最後にお伺ひしておきたいのですが、エンジンの自由化につきましては慎重な対処が必要でありますけれども、これまで傾向としてはいつまでもというわけにはいかない問題だと思ひます。しかも、ヨーロッパにおきましてアメリカ資本の進出は、イギリスにおきましては自動車の五〇%以上が食われてしまひ、その他の各国におきましても大きな打撃を受けておることは事実なんです。わが国の自動車産業が、輸出はこれだけ伸びるようにはなつてまいりましたけれども、なおまだ先進国に比べて劣つておる点が少なくありません。しかも資本の自由化にしろ、エンジンの輸入にしろ、いつまでも放置できる状態でないことも事実でありますから、ここ数年の間に猛烈に整備をしなければいかぬ時期であります。そういうときに重要な市町村の自主財源——道路の目的税、自主財源を与えるのだといひましても、自動車に取得税を課されたといふことは非常に大きな点があるんじゃないだろうか。先ほど質問いたしました経過によりまして、自動車の徴税

率あるいはいろいろな点におきまして、一年やつてみなければわからないんじゃないかというような点がございませうし、なおガソリン税、燃料課税よりは物価にはね返らないといひながらも、必ずしもりっぱな税じやございせん。したがつて、もつとほかに財源を求めるくふうを私は一年間かかつてすべきじやないだろうか、こういう点を考えまして、通産大臣としては自動車産業を育成する立場から、この一年間で自治省が検討されるときに、ひとつ通産大臣の側に立つてともにこの問題を十分に御検討いただきたい、こう思ひますので、これにつきまして大臣の御所見を承つて、御退席をいただきますと思ひます。

○推名國務大臣 日本の自動車というものをよく育成して——近くどうしても自由化は免れ得ない運命でございませうから、それに対処して十分に國際競争力を養ひ、さらにまた、日本の自動車は日本の自動車としての一つの特徴があるのでございませうから、その輸出をますます進めるという意味におきまして体制整備その他の手段によつて、おっしゃるとおり二、三年のうちに相当急いで整備をする必要が私はあると思ひます。そういう際に、取得税というものを實行してどの程度の影響があるか、十分な研究をしておりませんが、もしこれ以上に適當な方法があるならば、それはお説のとおり見直すといふことも一つの考え方だと思ひます。この問題に關連した行政をやつておる通産省といひまして、非常に關心を持っておるわけでございますから、十分に關係方面と連絡をして、慎重に考究したいと思ひます。

○玉置委員 最後に細田政務次官のほうにお願いをいたしまして終りたいと思ひます。先ほどの質問の経過から見まして明らかにりましたように、まず税の性格として、これは奢侈品に近い、資産税的性格であるといふことになりまして、やってみまして、また転嫁の問題になりまして恐縮ですが、取得した個人に負担をしていただくといふことが、そうじやないような場合が事実上ほとんどであるといふような場合には、相

当思い切つて御考慮をいただきたい。

二つ目は、地方行政の採決の場合にございまして、ような免税点の問題であります。これもそういう観点から、なお自動車の交通安全というような観点からも、ひとつ十分な配慮をいただきたい。

それから三つ目は、大臣に申し上げましたとおり、これは道路行政全般の問題であり、産業行政全般の問題であり、交通安全の問題であり、それから地方自治体の道路の自主財源の問題であるわけでありまして、ことし一年間に、各省、国会の各委員会とも十分御議論なすつて、その実際の目的に反することのないような税にひとつおまとめいただきたい。その御所見を承りまして質問を終わりたいと思います。

○細田政府委員 お説のように、自動車の税金でございまして、単に地方財政、地方税制の問題だけではなく、自動車産業の問題、あるいはいまおっしゃいましたが、交通業界あるいは交通安全の見地からの問題、各方面非常に関係が深いわけでございます。したがって、そういったあらゆる角度と、それから道路の建設、特に地方道の整備、こういうものと一体どの辺で調和することか、一番妥当であるか、こういう問題であろうかと思つてございます。国会の各委員会でもいろいろまだ御議論もなさつておるようでございまして、私も当然のことだと思つて、政府におきまして、経済企画庁もございまして、建設省、通産省、運輸省、交通安全の関係各省、いろいろございます。そういう点、先ほど申し上げますように、やはり総合的に十分これは検討させていただきます、かように存じておる次第でございます。

○玉置委員 最後に一点つけ加えますが、救急車、工場の消防車、それから採血車、こういうものは、官庁用の自動車に準じて今度税の対象から除外されておいたほうがいいんではないか、こう思いますが、御配慮のほどをお願いいたします。

○松島政府委員 この税は道路目的財源に使用するという点から、できるだけ免税の範囲は狭く

たしたいということ、ただいま御指摘にありまして、したようなものも一応課税対象ということになっておりますが、今後なお、具体的にどこまでそういった問題を取り扱うかにつきましては、実態も検討の上で研究をいたしてまいりたいと思つております。

○小室委員長 桜井参考人には、御多用のところ長時間にわたり御出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明後三日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

昭和四十三年四月八日印刷

昭和四十三年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局